11584

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDÉE EN MARS 1888.)
No 87. AOÛT 1895.
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第八號

明治廿八年八月刊行

（明治廿五年五月六日郵便物認可）

明治廿五年五月創刊

毎月一回發行

廣告

●校外生　遠隔ノ地ニ在リ又ハ業務ノ都合ヨリ登校スルコト能ハスシテ專ラ講義錄ニ依リ本校ノ學科ヲ修ムル者ヲ校外生トス●校外生ノ課程ヲ終ヘタルモノニハ望ミニヨリ校外修業証書ヲ授與ス●校外修業証書ヲ有スルモノニシテ校内生規則ニ從ヒ試驗ニ及第シタルモノハ卒業証書ヲ付與ス●校外生ニシテ本校卒業証書ヲ有スルモノハ終身本校ノ校友トス●講義錄ハ各級ノ區別ナク毎月三回發行一冊紙數八十頁以上トス

東修四拾錢　月謝三拾六錢

此際申込ム者ニハ特ニ束脩ヲ免除ス　校則ノ詳細ハ別ニ規則書ニアリ二錢郵券ヲ投セハ直ニ送付ス

明治廿八年七月

東京市麹町區飯田町

司法省指定日本法律學校

（官報）明治廿八年七月廿七日

北海道集治監典獄　石澤謹吾
東京集治監典獄　長屋又輔
宮城集治監典獄　小泉保直
新潟縣典獄　千石舉
千葉縣典獄　關山利吉郎
内務屬　大井上錦前

非職ヲ命ス

北海道集治監典獄石澤謹吾君ハ今般東京集治監典獄ニ轉任被致候ニ付テハ本會庶務局長ノ任ハ追テ長屋又輔君ニ屬托スルマテニ本會特別會員小野田元熙君ノ内諾ヲ得候ニ付キ愈々屬托ヲ得候迄ハ本會會計主任東京集治監書記小林益三郎宛ヲ以テ會費御送付被下度此段併セテ申進候也

七月　大日本監獄協會

發行兼編輯者　佐野尚
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所

明治廿八年七月二十日發刊
東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黒船町廿八番地
發行所　東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第八拾七號目次

◉論　說
○中野田警保局長閣下の北海行……一四
○送石神典獄○實務所感……八
◉雜　錄……
○警保局長の出發○石澤典獄への寄贈○後任の長崎典獄○典獄の交迭に就きて○愛媛死刑○綏寧の修理○監獄の建入物○拘留外給與錢の差與○囚人逃走に就きて○禁過信書の不下付○被服及雜具の保管○看守俸給の辭令○有罰獄人保護會社の擴張○旬々片々○石澤監獄山岡典獄榊送別の決況○萬國監獄協議會決議案○東北典獄協議會決議案○九州典獄協議會決議記○九州典獄派出委員小河氏通信○佐野尚氏への弔狀○感謝狀につき○寄附諸君に白す○佛國巴里列國監獄會議編制委員會副總裁ヲオフヒルノルーセル氏來翰○外數件……八
◉質疑應答
○廿九件……三三
◉官　報
○數十件……四五
◉寄　書
○計算表說明○再び人物檢驗の一端○監獄道入君に反省を求む○監獄は醫師の教育所○白隱禪師の佛像繪卷に付一言す○蟯虫は千丈ヶ堤○治獄改良上悲むべき現象○感化院設立は我國今日の最大急務○監獄衛生を望む○墨塊を防するには工場の改造を要す……四八
◉彙　報
○數十件……五八
◉附　錄
○萬國監獄會議決議條目……

文學博士　岡田良平題字
愛知縣典獄正七種村井高正君序
愛知縣監獄教誨師千葉知養師序
愛知縣監獄教誨師山田大應君合編
愛知縣監獄教誨師橫井智道君合著

金枝玉花　教誨叢書

愛知縣名古屋市本町五丁目
書肆　若山大成堂藏版

謹告

看守必携の編纂大分縣監獄署員古川利治氏の今回編纂に係る袖珍現行法規看守必携なる書冊は當局者執務上頗る至便の書冊にして實に本書は必携の二字に背かさるか故御入用の諸君は大分縣監獄署古川氏へ御申込有之度此段廣告仕候也

大日本監獄協會雜誌第八拾七號　明治二十八年八月

論說

◉小野田警保局長閣下の北海行

集治監官制を改正し、北海道に在る集治監をして、內務省の直轄とならしめたる今日に於て、特殊なるこの集治監に對して、善後の方策を樹立せんとする今日に於て、警保局長の北海行を企つる、亦、偶然に非さるを知るべきなり、局長閣下の、監獄行政に精通なる、地方事務に練熟なる、資性活達敏暢なる、能く巧みに、難局を處理し、緯々餘裕ある天才を負ふ英姿の心、悠々此の際に處して、善後の策を樹立する、豈、誰か之を難事なりと謂はんや、寧、之を閣下の心事に比せば、涓滴の行爲のみ、朝餐前の仕事のみ、痛く予輩燕雀の心勞を要せざるべし、然りと雖も、身を以て、斯業に委ぬる以上は、閣下の鵬志を忖度し、併せて微意の在る所を發揮する、亦、必ずしも、無益の業に非さるべきを信ず

惟ふに、從來北海の地、深く鬱烟瘴霧の裡に鎖され、容易に荊棘を排して入る能はざるが如く、斯監獄社會に於ても、亦、別天地となし、容易に吾人の足を容るゝこと能はざらしめたるなり、夫、斯の如く、交通の道、未、全く開通せざるが故に、從ひて、刺戟を受くること少なく、爲めに、內地に比して、後れ勝ちなるを免れ

す、此の故を以て、今、尚、北海の地、荏苒漠焉、荐鋤を要すべき地積、幾百万坪なるを知らざるか如く、斯監獄社會に於ても、亦、改善を要すべき点、極めて多々、之を數ふるに遑あらざるなり、近時當局者に於ても、考ふる所ありて、大に力を北海に振ひ、將に此の別天地をして、豁如たる新天地と爲さしめ、此の未成壘地をして、美田良畝と成さしめんとし、昨年來、吏員を派し、取調ふる所あらしめたり、其の結果如何は、固より、吾人の揣摩を容さゞる所なりと雖も、少なくとも、集治監官制の改正は、之に胚胎し來れるものにあらざるなきかを思ふ、既に、官制の改正をして、内務省の直轄とならしめ、十全なる監督を施さんとする所以の意を察するに、集治監制度を確立し、全道集治監拘禁人員七千人を限度とし、專、自耕自食の方法を採らしめて、經濟自營の策を樹て、而して從來兎角の世評を蒙りし汚點を、悉く洗滌せひとするに在るならむ

官制改正の要綱斯の如く、果して、吾人の想像に於て、誤りなしとせば、此の際に於て、局長閣下の北海行を企つる深意は、隱約の間に之を納得するを得べけむ、今、若、演繹的に、此の意を敷衍すれば、實に左の如しと謂ふも可なり

(一)集治監制度の確立

北海道は、囚人を使役するに、適當の工業なく、唯、僅に、開墾耕地の一途あるのみ、加ふるに、當初集治監を建設したるの目的、既に、拓地殖民に在りたりとすれば、今日に於ても、尚、其の目的を貫徹せんが爲め、開墾の事業に服せしひること、最、當然ならずや、故に、囚人をして、開墾事業に從事せしひる以上は、集治監の經濟をして、獨立せしめ、專、自耕自食の方法に依りて、支ふることを得しめ、他に、又、其の需用を、他地に仰かざるの方針を採らしめざる可からず、是、集治監の基礎を定ひるの一要素なり、而して、今日その基礎を確定せんとするには、先、各監の囚員と、之に要する地所とを、算定するに非ずんば、到底爲し能はざるなり、既に其の筋にては、此の議を確定し、全体の囚員を、七千人と定めたるも、各分監の囚員は、如何に配分し得べきかは、監獄の廣袤、土地の豐饒等に、關するを以て、身、親、踏査し、精密なる調査を遂ぐるに非ずんば、容易にその根基を確定する能はざるに依り、終に、這般の行を企つるに至りたるならひ歟

(二)從來の弊風ありたりとすれば其を一掃し將來の監督を十全ならしめん爲め

聞く所に依れば、全道集治監は、從來一種の情弊纏綿し、之を改善せんこと、實に容易の業に非ずと、余輩その言の信なるか否かを知らず、然りと雖も、漫に監獄諸般の業務をして、之を内地と比較し、而かも、同一に律せしめんとするは、其の當を得ざるものあるに似たり、若、その間、一點の差異あるを容すとせば、如何なる點に迄、内地と異にすべきか、之が區劃の存する點如何等は、此の際、實際の視察を要すべき所なり、且、万一にも、評者の言の如く、弊制ありとすれば、速に之を根治一掃するの方法を、運らさゞる可からず、此等は、すへて、將來の監督上、最、必要の事項にして、遂に、閣下の行を煩はすに至りたるならん歟

以上の二點は、誠に、閣下の手足を勞すべき、最大要務なり、然りと雖も、這は、單に用務の一部分、乃、集治監巡視に就きての、最大要務なるのみ、一般警察保安事務上に付きては、多々あるべしと雖も、そは、予

點に於ては、今、予輩は、默して手を束ね、將來の集治監に於ける治績を、瞻望するを以て足れりとせむ

◉送石澤典獄

歐洲各國迄も、我か邦監獄社會、知名の士として、知られたる、而かも、老練なる手腕を有し、堅硬着實なる志念を蓄へたる、崛南石澤典獄は、今や將に、閣下を辭して、遠く北海の天に、老後の餘力を振はれんとす、壯なる哉、黃臭の若輩、後に瞠若たらずんばあらず、今、京地よりして、閣下を奪去する、予輩一片の私情に於て、慽多しと雖も、公義の爲め、且、斯社會の爲めを思はゞ、北海典獄の職は、當に、閣下をして、今後、尙、勞せしむるの必要あるを感ず、幸に、長屋典獄の老實なる後任のあるあり、閣下希はくば、安んじて之に赴くも可なり、然れども、北海の天、氣候順を失し、休に可ならず、切に身を愛せられんことを祈る、予輩の憂ふる所は、唯、此の一點に在るのみ、

◉實務所感

年に平閏ありて、日に陰陽あるが如く、人事また表裏あるを免れざるか、天眞爛熳、轄達なること春の如きも、また冬の如き幽塞收藏あるを見る、況、人性の圖る可からざる、喜怒の情、形に顯はるゝものあるをや、夫の精誠天日を貫き、天に對して、一点羞汚の行爲なく、地に俯して、一片愧恥の念なき者の如きは、古にあるのみにして、今に於て、之を見るを得べからざるか、若、之をしも、本体とし、人事に、表裏あるを常となさば、予輩、亦、何をか言はん、世は、潤飾に流れ、浮靡潰敗、收拾すべからざる、乱離の時代と化せんこと、蓋、知らるべきのみ

誰か謂ふ、監獄の改善は、之を遂行するに汲々たりと、嚮、予輩の眼を以て之を觀れば、利巧驕飾の裝美を爲すことにのみ汲々し、治獄の眞諦に就きて、今、尙、幾多の榛莽あるを見る、故に、帳簿の整理する、一見、甚、可なるが如しと雖も、能く之を細檢し來れば、形式的に流れ、一も實用あるを收めず、戒護上に至りても、紀律の確保を見るが如しと雖も、一巡すれば、唯、その整理したる所の点は、外形にのみ存するものにして、甚しきに至りては、外形上にさへ、尙、不整頓のあるを見ることあり、予輩、必しも、詭激の言を弄する者に非ず、其の實例を擧げて指示せんか、身分帳を遇して、一の形式的材料とし、之を運用して、彼等を懲戒感化するの要具となさざることは、懲罰を執行したるも、曾、之が記載を爲さざるの一端を以て知るべきなり、其の他、間々仝表中、身上票と、名籍原簿とを對照し來れば、親父の關係、生育の摸樣、敎育の有無、前科の犯數等相反し、全然別個の人たるかを疑はしむる廉なきに非ず、若、身上票を以て、正なりとせば、名籍原簿否なるか、原簿是なりとせば、身上票非なるか、是非曲直の如何は、必しも、本人の申立を以て、之を裁決すべきに非ず、警察署の回答こそ、稍、其の證憑となすに足るべけれ、主任書記、本人に就きて、一々斯の如き事項を取調ぶる際には、多くは、本人虛僞の申立を爲すを常とすれば、確く之を戒め、若、甚しき僞言、又は、前科を包藏したるの跡を發見したるときは、躊躇なく、之を處罰するに怠らざるべし、而して、一面名籍原籍の訂正を爲し、其の正實を確保せざる可からず、然らざれば、後日統計表等を、調製の曉、齟齬を來たす

に至るべし

其の他、重大なる事項、即、典獄は、監督の爲め、第一課に、在監人員日表を調製せしめ、第二課に、監督表を調製せしむるにも拘はらず、之を照合して、差異の存する所、果して那邊に在るか、蓋乎として、之を知らざるに在り、斯の如きは、少なくとも、監督の責を完うしたるものと謂ふ能はざるなり

備品製品の廳中に存在するもの、多少の欠陷あるにもせよ、その原簿なかるべからず、固より、予輩は、其の原簿あるを疑はず、然りと雖も、鎖末の物品に至りては、其の記牒洩を爲したる所少なからず、記牒洩を爲したるの點は、所謂、原簿なきと、同一の結果を生ずべし、或は、便宜の爲め、其の數量を、掲示板に掲げ、物品現在の場所に示し置くは、甚、可なり、然れども、現品と對照點檢し來れば、其の數の過不及を見るに至りては、實に、掲示板の効を欠くのみならず、却りて、疑義を招くの基因となり、殊に、領置品に至りては、最、不整理の監獄は、最、不整理の態を、顯はし來るの實狀あり

戒護上に至りては、其の不整理の廉、比較的容易に發見し得らるゝを以て、幸にして、また、甚しく、潰敗に陷らずとは、是、諸同人の許す所なりと雖も、皮想の見に過ぎざる所なきに非ず、衣体搜檢の場合に於て、立會官吏は、眼を他方に配し、着實の搜檢を施さゞるが如き、姓名を囚人に知らしめざる爲め、一面稱呼番號を用ふると同時に、他の一面に於ては、姓名を列記したる紙片、又は、木札を公示しあること、新入室放免房の意義を誤解して、數囚を雜居混同せしむる如き、不用の物品を、監房構内若くは監房内に置くが如き、點檢の形式なること等は、唯、單に、其の一例を擧ぐるものにして、子細に吟味し來れば、奇怪の遇囚法を行ひ來れる所のもの、決して、少なからざるべし

唯、特に、會計上に至りては、縣廳の監督を受け、且、其の規則さへも、一定し居るを以て、左まで、不整理を來すの憂なかるべきは、予輩の信じて疑はざる所なり、是、全、諸士の力を、茲に注ぎ、大に前轍に鑑みる所あるに依りて、此の如き整理を來したるに依るならむか、或地方にては、少しくうの處理取扱上に於て、慊焉たる情なきにしも非ざりしかども、素、地方の會計規則に於て、既に規定せられたりといへば、予輩また此の間に、容喙するを欲せざるなり

要するに、斯の如く、外觀を裝飾し、利巧に流るゝの弊竇に陷りたる所以のものは、成るべく速に、監獄の改善を計らんと欲する、監獄官諸士の鋭意あるに、基因せずんばあらず、其の鋭意や、嘉すべし、然れども、汲々たるが爲めに、早計に失し、淺薄に渉るが如きは、深く警戒を加へざる可からず、苟も、十年の後、成効を期すべきの宏量あらん者は、能く這般の眞意を解すべきなり、請ふ看よ、一夜造の監獄は、悉、一夜にして倒るゝに非ずや、兩三年來の監獄近事を探り來らば、思半ばに過ぐるものあらむ、斯の如くなるにも拘はらず、尚、姑息の手段を施し、偷安の計を爲さば、實に棟習所の効をして、湮滅せしむるのみならず、將來の監獄事業に對して、容易ならざる珍事を醸成するに至るべし、今日と雖も、犯罪人の、年々增殖する所以のもの、諸士の力、尚、及はざるの反証となすに足るべきものあり、諸士請ふ、思を遠大に趨らせ、目前の毀譽褒貶に拘々たらず、專、犯罪人減省に力を効し、凡て、事の成敗は、棺を蓋ひて後、定まるの鵬志あらむことを、

雜　錄

◉警保局長の出發

（警察と監獄との巡視）

警保局長は、去る九日午後二時四十分、上野發の滊車にて、新居警務課員を隨へ、當地を出發し、青森まで直行せられたり、用務は、問はでも知るき、警察と監獄との巡視なりと云ふ、曩に、仝道に出張したる、印南監獄課員は、函館にて待受け、夫れより、隨伴する都合なりと云ふ、巡視したる結果、發表して差支へなき點は、本會之を紹介するに吝ならざるべし

◉石澤典獄の出發

（送る者百數十名）

石澤典獄には、東京集治監の事務引渡を濟まし、令嬢同伴にて、去る十日、一番發汽車にて、宮城まで直行せられたり、見送りには、小原貴族院議員を始め、市會議員、內務省、警視廳、及、集治監等の諸氏、無慮百數十名なりき、又、本會の佐野尙氏は、特に宇都宮まで、見送として同行したり

◉石澤典獄への寄贈

（本會及東京集治監員より）

東京集治監員は、永く同典獄の愛顧を忝くしたるを以て、その厚意に酬ゆるかため、金屏風一雙を、寄贈せり、是、仝監製作場に依賴して、製せしめたるものなりといふ、又、本會よりは特に、特別會員に推撰し、托するに會計監督を以てし、尙、小原調査局長より、本會役員の總代として、感謝狀を呈し、且、時計附純金製捺印の表面に、右に大日本監獄協會、左に石澤謹吾君、中央に謝卯翼之誼と鏤めたるものを、寄贈せり、尙、同典獄よりも、知己の人々へは、扇面に、左の自詠和歌を書して、贈られたり

信　雅

老の身のまことはあらね諸君の
いさほにけふの影そにはへる
立つしきの跡もにこらす綾瀨川
水面もきよく月やすむらむ

◉後任の長屋典獄

（本會の庶務局長を諾せらる）

久しく庶務局長として、本會のために、盡瘁せられたる石澤典獄は、北海道集治監に、轉せられしを以て、今回東京集治監に轉せられし、長屋典獄に、その後任を托せしに、直にその承諾を得たり、良局長去りて、又、一の良局長を得、本會の多幸なる、頗、意を强くするに足れり、會員諸氏、幸に、意を安せられよ

◉典獄の交迭に就きて

（効績顯著なるものを擧けよ）

近來典獄の交迭頻々たり、而して、其の交迭は、悉、榮進陞叙に屬す、今日獄事改善の際に於て、有爲達識の士を登用し、其の特得の技能を伸暢せしめ、益、其の職に勵勉熱裏ならしむるの措置として、實に斯くあるべきなり、二府、五港、師團、及、控訴院所在地は、普通地方典獄の望を屬する所なり、此の地に榮進せしむへきものは、熱心熟達、前途、尙、有望の士にして、殊に、効績の顯著なるものより、撰抜せざるべからず、這般の交迭も、此の旨趣に依りて、撰抜せられたるものたるや論なし、然れとも、將來にありて、若も或纏綿せし情弊の爲め、一朝其の撰を誤るか如きことあらんか、顧に有識者の意氣を阻絶し、斯道の爲め、大に憂慮すへきものなきにあらす、典獄の撰抜は、殊に愼重の注意を要さゝるを得す

◉電氣死刑

（苦痛の最少なきものなりと）

死刑は、罪人の生命を絕つを、目的とするのみ、罪人を苦むるを、目的とするにあらす、故に、治罪の方法進むに從ひ、死刑の方法は、成るへく苦痛を減して、生命を絕つを欲し、刀鋸鼎鑊の酷刑は、過去の談柄に過ぎさることゝならんとす、而して、今日までに、最、苦痛少なき方法は、電氣死刑となす、近頃ニユーヨーク監獄協會の集會に於て、ドクトル、ジョーレット氏は、ドクトルヲルスラル氏の、電氣死刑の試驗成績を報したり、乃、ヲルスラル氏は、死刑罪人に、電氣死刑を行ひ、其の血液、及、躰の組織に及ぼす電氣の作用を試驗し、左の結果を得たりと

一　電氣力の重なる作用は、血液、及、血管に及ぼす

二　赤血球は、白血球よりも、電氣力に對する抵抗少なし

三　血液の凝固に、必要なる二三の要素は、電氣力

により、變形或は滅亡せらる
四、ある物躰、血液内に生成し、血液躰の腐敗、有機躰の繼存、及、增加を防ぐ
五、肝臟は、諸機關中、最、電氣力に感じ易き者なり、
六、肺臟は、最、電氣力に、抵抗を呈する機關なり
七、電氣力は、十分腦の組織、及、小血管を破り、各所より出血せしむ
八、組織は破らるゝも、細胞の分裂は、未、見ず
九、斯の如き種々の結果は、死に至らしむるに十分なりと、ヲヨーレット氏は、之に就きて曰く、電氣によりて死するは、極の瞬時間にして、一見苦痛なきが如し、否、實際神經が、其の苦痛を傳ふるより、電氣の傳達早きを以て、少しも苦痛を感せざるなり、而して、血液の、急に内部機關、及、頭蓋骨の腔所へ、突出するとは、疑ひもなく、血液か抗抵なき内部の空所へ突入し、筋肉を縮制せるに原因す、而して、肺は上部を除くの外、血液の量、平常と異ならざるも、肝臟は、血液を以て充さる、是等の外、猶、顯微鏡上の試驗に依り、以上の說確實なり、然り而して、電氣により、死することは、苦痛を感せさること明かなり、故に、一罪人ありて、死刑に處すべきものなれは、最、仁道として、電氣死刑の方法を取るを良とすと、若、夫、死刑は、到底廢す可からすとせは、苦痛の、最、少なき此等の方法は、治獄家の、須く研究すべき所ならんと、米國監獄雜誌は報せり

◉絞架の修理

（瞬間の苦痛も少なきを要す）

前項の記事を讀みても、思ひ半に過ぎん、往々見聞する所に依れは、死刑の執行は、一年に一度あるかなきかの府縣に在りては、平素絞具の修理も、自、遲緩に付しありて、執行の際に當り、引車運轉惡しくして、踏板容易に外れず、再三再四、之を引きて、辛くも、踏板の外るゝか如き、其の瞬間、其の刹那、架上に在る罪人の心中、果して如何、若、又、踏板外れたるも、絞繩の、中途より切斷するが如きは、更に言外なり、死刑執行、須く電光石火の如くなるべし、假令、一秒時一瞬間と雖も、刑罰以外の苦痛を感せしむること勿れ、捕盜科繩は、單に職務を怠るの責のみならず、一に平素の注意を煩はすのみ

◉監獄の庭園

（掃除夫の樂み）

監獄の庭園に、花卉果實の樹木を栽培するは、大に避くへきことなれは、今や漸く斯かる樹木のあるを見すと雖も、事務所、若しくは、病室附近の庭には、種々の形容を爲したる樹木、或は小石を排列して、花紋物形を作爲したるを見る、是等は、掃除以外の極樂にして、又、清潔以外の贅物なり、まさかに、典獄の命令、看守長の物好きにもあらさるべし、さなきたに、掃除夫の繁劇なる、必要なる監房の拂拭、塵溜の掃除は、十分ならさるに、かゝる閑遊に、時を消するは、畢竟看守の監督、不行届なるに因るなるべしと雖も、典獄、看守長の知らさる爲ねして、看過するこそ、奇怪の至とや言ふへけれ

◉監獄官吏の配置

（本署のみに吸收する勿れ）

書記看守長、若くは、國庫屬員等の設置程度を、希望するは、畢竟長官御膝下の部局へ、定員を吸收せらるるの、憂あるか爲めなり、今、監獄本支署間、若くは、集治監本分監間の、吏員の配置を通覽するに、其の間、夥しき定員の相違ありて、典獄の御膝下にのみ、吏員を吸收するの感あり、分監長、及、支署長は、又、典獄か、長官を恨むか如くに、典獄を怨望するなるへし、典獄にして、此の處置あり、奚そ長官のみを恨むの酷なる、實踐躬行、以て之か平衡を期すへし、彼の多數囚員を拘禁する監獄支署に支署長の外、一の專任看守長をも置かす、監獄唯一の大事務たる戒護檢束の任は、一に看守部長に放任せしむるか如きは、最、不可とする所なり、地方典獄、請ふ三省せられよ、而して、又、北海道集治監分監の如きは、名こそ分監たれ、其の實際、其の責任、毫も本監に讓らず、否、拘禁囚員の多き點よりすれは、寧、本監に勝る所のものあるべし、然るに、其の吏員は、本監に比して、少數なるか如きは、是、亦、大に注意を要すへきものとす

◉監獄は小學校に非ず

（書籍看讀の旨趣を誤解する勿れ）

囚人看讀書籍の件に就きて、每度本誌に揭記せし所なるか、尙、未、囚人に書籍を看讀せしむるの趣旨を、誤りたる處なきにしもあらす、抑、監獄署に於て、囚

人の看讀し得へき書籍を限定し、以て、修身宗教、及、營業に、必要なるものと爲したる所以のものは、亦、彼等の心神を煥發し、將來の良生活を營ましめんが爲めの趣旨なるへし、然るに、往々監房に在る所の書籍を、一見するに、ナショナルリーダー、ウイルソンリーダー獨案内、小文典獨學、スペルリング獨案内の如きもの、多數を占む、而かも、其の監房に在る囚人は、孰れも丁年以上のものにして、殊に、古稀に近き老者、其の多數を充たせり、此等の老囚人に、如此書籍を看讀せしむ、其の必要、果して何の處にか存する、此等のもの、固より、修身書、宗教書、營業書として、見る可からざるは、何人と雖も、疑を容れさる所なり、監獄にして、初等小學科と、同視するを得ば、即、止む、苟も監獄の行刑場たる上は、丁年以上の囚人に對し、如此良民子弟の教育書を、看讀せしむるの理由なし、曾に、看讀せしむる理由なきのみならず、之か爲め、房内の紀律を紊すことは、寔に小少ならさるべし、彼等は、之を以て陰計を通し、遊戲を爲し、以て監内の鬱を散するの具と爲す、是、刑罰執行の衝に當るもの丶、深く注意を要するものなり、而して、又、飜りて、看讀を禁遏したる書籍目録を、閲するに、却りて、修身宗教に必要なるへき書籍を、許可せさるもの丶如し、如此感化上、必要なる事項を、ささか典獄の部下に放任し置くには、非さるべきも、少しく、行刑の旨趣を解したるもの丶處置とは、謂ふべからすと、或人は語られぬ

◉許可すべからざる差入物
（其の處分に就きて）

差入の物品は、許可し得へきものに非されば、監署に領収すること能はず、故に、小包郵便等にて、差入品を郵送し來るか如きときと雖も、之を領収せさるを宜しとす、然れとも、監獄署にて、送附し來りたる物品にして、開披の上、初めて許可すへからさる、差入品たることを知りたる場合の如きは、其の處理方は如何すべきかと云ふに、如此場合は、失踪者遺留財産處分法に準し、原籍の市町村役場に引渡し、若、原籍の不分明なるものは、監署所在地の、市町村役場に引渡すものなりと云ふ

◉科程外給與錢の濫與
（普通給與錢よりも多額なり）

科程の昇降は、當に之を爲し、少日數間と雖も、科程外工錢を、給與せさるの趣旨ならさるべからざるは、役業監督、且、經濟の上に於て、最、必要なる一事なり、然るに、科程の昇降は、一ケ月の末に於て、爲すべき内規を設けある處ありて、之か爲め、一ケ月間通して、科程外の工錢を給與し、其の額も、普通工錢に超過するが如き不都合あり、之を重罪囚に假令ふれは、一日十錢の科定工錢のもの、一日半分の科程を了し、其の一日分に就きての給與錢は、十分の二なるか故、一日二錢に該當し、半日分の科程外工錢は、五錢の十分の六なるを以て、三錢に該當す、之を一ケ月に通算するときは、普通給與錢六十錢、科程外給與錢九十錢となるか如く、不都合も、亦、極まれりと云ふ、且、又、役業轉換の際、例は熟練せる裁縫工に於て、四等の級に在りたるものを、未、曾、手にたも觸れさる石工に移したるときも、尚、前の四等科程に据置くが如き、奇觀を呈するものありと云ふ、如此監獄は、全國中或一二に過ささるへしと雖も、獄事改善の喧嚣たる今日にして、猶、かゝる取扱を爲す處ありとは、只管慨嘆に堪へさるなり

◉囚人逃走に就きて
（典獄の始末書は如何）

囚人の逃走は、監獄に取りては、容易ならぬ、出來事なり、嚴密に刑を執行する上より謂ふも、曠職の責あるを免れず、兎に角、其の逃走は、囚人をして、逃走せしめ得る機會に置かしめたるにあるか、前者にありては、固より其の責なしとするも、後者にありては、監督不行届の譏は、招かれざるべし、彼の逃走報告は、全く斯の如き事實の有無を、監督せん爲めなるべけれども、往々其の事實の詳細を、報告せざるのみならず、好し報告すとも、若、一片の德義心より言はば、典獄は、須く待罪書を、出たさゞる可らざるものなりと思惟す、之に反して、刑期を誤り、永く監獄に拘禁したるときは如何、矢張、待罪書を呈出するに非ずや、然らば、逃走の塲合も、之と同樣にて可なるべし

◉禁遏信書の告知
（告知せざる方却りて可ならむ）

從來何れの監獄も、禁遏の信書あるときは、囚人に向ひ、何某より來信ありたるも、之を許さすとの告知を

爲し來れるが、是は、其の取扱振の親切なるに出でて、至極妙なるも、却りて之を告知したるが爲め、彼等は猜疑心を起こし、兎角の惡感情を抱くあとありと云ふ、例へば、四人の親父より、金員の送付請求を促し來りたるか如き、之が禁遏の告知を爲すときは、彼等は想像を逞しうし、却りて、自、金員送附の願を出たし、畢竟禁遏の効を欠く等の例も、屢あれば、是等は、一切告知せざることゝなす方可ならむと、某者は語りぬ、左るものにや

◉禁遏信書の不下付

（放免の際必ずしも下付するに及ばず）

禁遏信書は、不許可と共に、信書収受の權を、滅却するを以て、放免の際と雖も、必ずしも、下付するに及ばず、一に下付すると、せざるとは、典獄の意中にあり存て、若、下付すべきものと思惟せば、下付するも可なり、下付すべからざるものと思惟せば、下付せざるも可なり、左れば、如何なる點を以て標準となし、下付、不下付を取極むべきか、そは至極困難なる問題なるも、放免後、公安を害し、或は、治獄の妨遏となるべきもの、如きは、禁遏するを要し、放免後に在りては、差支へなしと認めたるもの、乃、時事を記載したるに止まる如きもの等は、下付するも、敢、差支へなからむ

◉被服及雜具の保管

（二課の職務に非ず）

四人用の被服、及、臥具を、豫備と稱して、二課に保管する所多し、僅に、二三點ならば可なるも、之が爲め、一の倉庫を有し、堆積山を爲し、而かも、三課の倉庫を顧みれば、却りて空閑、此の如きは、物品會計の趣旨に反するを以て、速に改めざる可からず、元來二課は、二課當然の職務ありて、若、其の保管をだに爲す事あらば、之が爲め、看守の一二人を要するに至り、折角自己の職務をも、等閑に附するに至らん

◉看守俸給の辭令

（辭令の書き方）

看守採用の際、渡すべき俸給の辭令は、區々になり居り、各府縣とも、異なり居れども、先、看守を採用したるときは、教習生を命ず、但、六圓給與すとの辭令を渡し置き、實際教習科程卒業の上、改めて八圓給與の辭令を渡す方可ならむ、何となれば、教習は、必ずしも、二ヶ月と限らされば、或は六圓の俸給にて、三四ヶ月繼續することあるべければなり

◉有賞表者の處罰は勢嚴なるべし

（賞表の褫奪）

固、有賞表者は、眞心改悛したる者と認めたる者なれども、或は誤りて、其の眞相を洞見することを得ず、賞表を與へたる者なきに非ず、又は間々全然改心の道を得ざる者あり、是等の者、若、獄則に違反し、減食閉室等の罰に處したるときは、一朝の過誤失策に非ざる故、賞表は嚴に之を褫奪するを要す

◉北海道集治監改正の一着手

（思ひ出づる儘）

集治監所有地の如きは、今、尚、茫乎として、其の境界の在る所判然たらざれば、此の際、土地の實測を爲して、之が區劃を立てんこと、今日の急務なるべく、然らずんば、後日紛紜の生ずる基因たるべし、而して、尚、作業は、受負業を廢止し、官司業を擴張すへき事、看守をして、成るべく、無稅官舍に居住せしめ、其の教習法をして、十全ならしむべき事抔は、目下の急務ならむ歟、今日局長の出張に際し、參考にもと、思ひ出づる儘を、書き記すこと爾り

◉靜岡出獄人保護會社の擴張

（小野田警保局長の厚諭に基づき）

內務省警保局より、本會の佐野尚氏に、面談したき旨申越されしに付、出頭したりしに、同局長には、直に面會せられ、同氏が、縣に、靜岡縣に巡遊せし折、目擊したりし全會社の實況、幷に、後來の意見等をも、下問せられしにより、同氏は、一々その意見を縷陳したりしに、大にその趣旨を賛成せられ、然らば、益、社務を擴張すべき樣、同社主任の人に申し傳へよとありしかば、全氏は、直に、此の旨を、同主任金原明善氏に、面會の上、申し傳へしに、金原氏は、之に感泣し、益、奮發して、社務擴張に從事すべき旨を答へられたり、固より、保護會社の必要なることは、いはでもの事なるが、實行に疎きは、世の常情なれば、此の際、一層の奮發ありて、全局長閣下の希望を、空しくせざらんことこそ、國家將來のため、全國の有志に、望ましきことなれ

◉句々片々

◉典獄の交迭　近來頻に見ゆ、又、一の流行に非さる

なき耶、

◉嗟嘆する勿　天は、自、助くる者を助く、自有天眼在、

◉時節を待て　香しき梅、麗かの櫻も、春を待つ也、

◉敎誨の効能　囚人を感發する言なくんば、無半文價値、

◉徒休放言啾　語、敎誨は辯論に非ず、而も、亦、非演說場、

◉敎誨を以て　責自己識能者と心得るは、大なる誤也、

◉當事者動則　曰はく、吏員僅小、建築粗造なればなりと、

◉惜むらくは　此の好辭柄、耳に熟し、御尤の感、亦、起らず、

◉口に巧なる　者は、行に拙なりとは、何等の警語ぞ、

◉監獄を巡視　せん者、巧言を聞くなくんば、無大錯誤、

◉石澤隔山兩典獄留送別會の景況
竝に演說速記

今回、北海道集治監典獄に、榮轉せられたる石澤謹吾氏、併に、千葉縣典獄隔山利吉郎氏のために、去る二日を以て、枕橋八百松樓に、祖道の宴を張れり、全日來會せられたるは、小野田警保局長、有松書記官を始めとして、集治監典獄、地方典獄以下、無慮八十餘名なりき、今、その景況を記さんに、席定まるや、全會幹事長浦太郎氏、先、二氏に向かひて、送別の演說を爲したり、其の言や、轉、二氏の任重く責大なるを說きて、縷々數百言を費やせり、尋いて、長屋東京集治監典獄は、本會總代、調査局長小原重哉氏病氣にて、出席せざるを以て、同氏を代表して、本會よりの、感謝狀を朗讀せられたり、右終はると同時に、佐野尙氏は、全感謝狀、及、本會より贈呈せる金印を、石澤氏に進めたり、既にして、當日幹事木名瀨禮助氏は、曾、石澤典獄が監督の下にありし、練習所卒業生總代として、訣別の辭ありて後、石澤典獄は、起ちて、己のため、かかる盛會を開かれたるの辱きを謝し、併て、老軀をも顧みず、遠く北遠の地に赴ける所以のものは、斯道のため、斃れて後已むの決心なるを說かれしに至りては、來會の諸氏、轉、感涙に咽ばざるはなかりき、尙、隔山典獄の挨拶ありて後、宴に移り、各、十二分の歡を盡して、散會せしは、午後十時過なりき、殊に同日は、時節柄の事とて、充分酒肴に注意せられ、且、杯酒の間、周旋至らざるなかりしは、幹事諸氏の勞、謝するに堪へたり、尙、來會諸氏の姓名を擧ぐれば、左の如し

小野田元熙	有松英義	神谷仙松	野宮市太郎
石澤謹吾	長屋又輔	小林三郎	一圓守義
管井誠美	松江重久	小島知章	小川昇
若山義雄	千石學	廣川則修	石津醇
甲斐秀成	柿木原政澄	谷久春	助川謙
隔山利吉郎	藤井鼎	中澤小二郎	藤田源一郎
村上正從	牧野誠	池森茂時	村上雄次郎
中島幹事	野村勝三	吉崎龍藏	大島謙
野村龜藏	佐野之信	河田親命	田中靜太郎
岡村寶雄	關中敬	福田三千造	井關房之介
丸山信之	石川三次	佐野直吉	石上律彌
前田傳	杉本壽幸	飯島美敬	福澤勇太郎
秋山平八郎	東鄕助五郎	森作要造	小倉常祐
手島兎喜二	安田藤重	尾崎菊太郎	木村善三
加地鈔太郎	高瀨眞卿	河西久魏	永田鴨藏
岡西閑亭	白井草里	個離見	深井鑑一郎
中川新次郎	安田貞秋	秋吉德太郎	同日幹事木名瀨禮助
小林益三郎	羽島和造	同日幹事長浦太郎	同芦立安之
早味悅衛	志村鐵太郎	同田井重之	同筒井明倫
		同河村稻穗	同今井平三
		同佐野尙	同池田宗平
		同簗轍	

○仝留送別會席上浦長屋石澤三氏演說速記

簗　轍　速記

席定まるや、浦太郎氏立つて、幹事總代として、左の演說をせらる、

私は、今日の幹事一同に代りまして、鳥渡御挨拶を申上げます、此度、石澤典獄が、北海道の集治監典獄に榮轉せられましたのと、夫れからして、隔山君が、千葉縣典獄に榮轉されましたに付いて、聊、離別の意を表したいと存じまして、夫れで、皆、緣故の方々に、御通知を申上げましたところが、此の雨天、此の遠路をも厭はせられず、此の盛會を見るに至つたことは、幹事一同、誠に感謝に堪へませぬことでございます、そこで、私は此の兩典獄の爲めに、聊、離別の意を表する爲めに、一言述べたいと考へます

石澤典獄に於かれましては、多年此の監獄事業に從事をされまして、治、我邦の司獄官の泰斗と仰がれる所の、地位を得られましたことに付きましては、私共新參の者生が、今日喋々此處で、其の功德を述べまする必要は、少しもないと考へます、失れで、私は喋々此の行に付いて、一言申述べたいと考へまするのでございます、

抑、此の司獄の官と申しまするものは、古來常人の眼から見まするといふと、唯、峻嚴酷薄が專意であつて、其の職を奉ずる人といふものは、全く不人情、即、無情木石の如き人間の如く考へまするのが、世人の常の情である、然るに、是は固より採るに足らぬ見解と、言はなければなりませぬで、私共の考へまするには、凡、司獄の官程、實に大切のものはない、何ならば、此の司獄の官と申しまするものは、實に大切なる、人の性命を預つて居るものと、言はなければならぬ、囚人罪人と申しましても、均しく、我が　天皇陛下の民である、即、我々四千万同胞の中の者である、我豈の同胞である、而かも、是等の人は、或罪惡を犯したといふことの、一つの病ひを得て居るところの、即、病人である、で我が

天皇の民にして、我が同胞にして、而かも、其の者の中の病氣に罹つて居る、此の病に罹るところの、人間の性命を掌り、而して、其の病の療治を掌つて居るものは、何であるかといふと、司獄官であらうと思ふ、して見まするれば、此の司獄の職に居る人と申しまする者は、實に其囚人に取つては、即、醫匠たり、親たる者の地位に立つて居る、其の師匠たる者、親たる者が、無情木石の如くにして、務まりませうや、決して、そんなものではなからうと思ふ、故に、此の司獄の官と申しまする者は、飽くまでも、其の仁慈、即、博愛といふものは、恰、人の母の如く、又、其の嚴格なるところは、父の如く、常に心を平にして、行ひを公平にして、さうして、其の囚人を感化しなければ、ならぬ所のものであるのでございます、決して、其の無情木石の如く、唯、峻嚴酷薄を主とするなどいふことは、今日のところでは、採るに足らぬところのものであらうと考へます、所が、私は、失禮ながら、まだ内務本省に這入りましたのは、近年でございまして、石澤さんに、親しくお目に掛つたことはございませぬが、此のたび、失禮ながら、其の風采を窺ひまするに、所謂童顏白髮、溫容、自、具つて居られまするで、其のお年を伺へば、既に六十有餘に爲らせられる、此の穩かなる、實に我々が、其の謦咳に接しましても、恰、慈父の如く考へられまする、此の石澤君の風采と、其年齡と、又、是まで、多年の御經驗とにて、此の司獄の官に當たらせられたるを以て見れば、其の今日の地位を得させられたるは、決して偶然のことでないといふことは、天下、皆、知るところであらうと思ひます、ところが、今や此の尊敬すべきところの、眞典獄が、遠く去つて、北海道の集治監が、内務省の直轄に歸しまして、一大改革を、並に行ふ際に當つて、實に老練なる手腕を要することは、固より、言を俟たぬのでございます、而して、其の老練なる手腕といふものは、石澤君に因つて、並に之を得たいといふものは、特り北海道の爲めに、賀するのみではないと考へます、去りながら、一方から、又、顧みて、石澤君の御一身のことに付いて考へますれば、此の御老年の御身を以て、這回四百里外に赴かせられて、さうして、此の大任に當たらせらるゝといふことに付きましては、實に其の熱心、……此の道の爲めに、倒れて後に已むといふ、御熱心がなければ、到底今日のみとはなからうと思ふのでございます、所謂老いて、益、壯なるものと申すより外は、ないのでございます、又、我々が、如何にも御壯んなるゝ思ふに付きまして、我々壯年者が、今日碌々何事も爲さずして、唯、飽食暖衣を貪つて居ること〳〵考へますれば、實に、慚愧の至りに堪へぬのでございます、併、固、此の氣候の、非常に變化のある遠方に、お出になることでございますれば、平生の御養生には、分けて御注意なされて、どうぞ、國家の爲め、又、此の道の爲に、御壯力あらむことを、偏に希望いたしますでございます（拍手喝采）

次に、新東京集治監典獄長屋輔君は、立つて

私は、今日の監獄協會の代表いたして、是から、一言石澤君に申上げます、石澤君が、多年監獄協會に盡くされし所の功勞は、本會の、實に感謝に堪へませぬことでございます、因つて、今日、本會の總代として、小原調査局長が、感謝狀を差出されましたる處、遺憾ながら、全局長は、今日病氣でありまして、出席をするがが、出來ませぬ故、私が全局長に代つて、此の感謝狀を朗讀いたします

凡そ、事を創め、業を開く者は、主として、其の尚ふ所を定む、其の尚ふ所定まれば、十百星霜を經て、變するなく、後人をして、能く守り、且つ之れを爲し易からしむと云へり

明治二十一年、我が協會の起るに方てや、石澤君は、蓋て創業の首唱となり、遂に會規を制し、庶務を掌り、内は會務整成の責に任じ、外は同人招應に力を致し、能く事を盡し、八年の久しき、終始渝らず、嗚呼、我が本會の基礎漸く定まりて、克く今日の隆昌を致し、永く變ずべからざるに至りたるは、悉く行ある君の與力多きに由る、今に在て、君の去就は、實に我が會の隆替に關するや、太た大なり

今也、君衆賢の中より選ばれて、任に北邊の地に赴き、治獄の事に當らしめらる、余等實に、幷躍に堪へざるなり、君の此の行は、君の爲めに、深く喜びに堪へずと雖も、我が會の主幹たる君にして、自今京に在らざるは、我が會の深く惜むべき所なり、然りと雖も、其の去就の南北に拘らず、等しく是れ治獄の道なり、君が將に北邊の地に施されんとする所の道は、便ち君が既に我が會に施せる所の道なるを知らば、君既に去りて、北地に在るも、斯の道は、長なへに存在するや、言を俟たず、然り、而れば、君の去らるゝや、復た深く歎ずるを休む可きものあり、況や、君の德行動節を以て、諸事を治め、百綱を奉し、其の斡旋の遠きにあらざるを信ずるに於てをや、是を以て、余等、亦、君が、既に整定せる所に則り、細大となく、君の緒續に戻らざらんことを期す

今、君の去らるゝに臨み、君の功勞の、万分を謝する爲め、評議員の議決を經て、特に、君を特別會員に推選し、且、托するに、歲時會計監督の事を以てし、遠く其の可否を乞はんとす、依之、並に感謝狀を呈して、深く欽仰の誠を致し、贈るに、蹲卵翼之識五字を、刻する所の、金製印材帶顎を以てす、此の微意を容れられ、常に其の常用に供せられなば、幸甚の至りなりとす

明治二十八年八月二日

大日本監獄協會總代
調查局長　小原重哉
元大日本監獄協會庶務局長
石澤謹吾君

終るど同時に、佐野尙武氏は起ちて、

一寸監獄協會々員諸君へ御報告申上げます、今回石澤君轉任に付きまして、本會庶務局長の任は、長屋君へ、後任を相願ふ事に、本會特別會員評議員等の、決議を經て、取極めました故、右樣御承知を願ひます

石澤典獄は、立つて、左の如く、答辭を述べられたり

是れより、一寸御禮を申上げまするでございますが、本日は、私の此の度、北海道集治監典獄を拜命いたしまして、近日赴任いたしまするに付きまして、斯の如く、盛大の宴をお開き下さいまして、御招待に預りましたと申しまするのは、實に、終身の榮譽でございまして、小野田警保局長閣下を始め、各集治監典獄、其の外、地方典獄を始めとして、此の雨天なるも厭はせられず、又、遠路をも厭はせられず、是れへ御臨席になつて、私共の、此の行を壯ならしむるといふ御計畫のございましたのは、何とも、謝するに辭ないことでございます

又、幹事諸君を代表されまして、浦君より、殷々の御演說もございますし、私自身に取りまして、當り難い所の、御言葉を頂戴しまして、實に、是以て、何んとも、お答への申しやうもない次第であります、且、監獄協會よりは、是れまで、物、微力を盡したといふでもありませぬ、唯々、其の責を塞いだ丈のことでございましたのに、過分の感謝狀を賜はり、且、其の上、何とも身に餘るところの、金印を御惠與になりましたので、此の百疊にも餘る座數に滿つる程、御出席下さいまして、私の此度の行を、御送り下さいまするといふに對しましては、何とお答へを致しまして宜しいか、實に當惑いたすばかりでございまするが、唯々此の事業の爲めに、倒れて已むといふ覺悟丈のみでございまするから、夫丈で、御諒恕を下さいまするやうに願ひます(滿場拍手大喝采)

◉九州典獄協議會議決案（接前號）

大分縣提出

第四號案

第一　新に入監するもの、時刻を日出前、日沒迄にいたし

決　原案の如く、希望を主務省へ達すること

其筋の命を待つか如しと雖も、斯ることは、裁判所、及、警察署と協議せば可ならん、其の筋に在りても、一定にすべき命令を發すること難からん

第二　區裁判所々在地の、警察署留置場より、監獄本支署へ、押送する犯人の所持金領置に係るものは、保管金取扱の規定に依らしめたき事

但、支金庫の設置なき塲所に在りては、護送手續に依る

決　原案

第三　前同樣、警察署拘禁者の、衣類雜品は、物品會計官吏の取扱に屬せしめ、現金は、歲入歲出外、現金取扱官吏の扱に、屬せしめたき事

決　原案

第四　警察署留置塲、及、押送途上の行狀觀察法を定めたき事

決　取消

取消されたる理由は、知るに由なしと雖も、其の行狀觀察法を設けらるゝは、寔に、必要のことゝす

第五　刑事被告人領置品中、着用衣類の取扱方を、一定したき事

決　各縣適宜

第六　囚人衣類差入の認可を、受け置きたき事

決　三池集治監伺指令により、取扱ふこと

正面より云へは、各縣とも、經伺指令を得られ置くを必要とす

第七　看守の、看守部長に對する、禮式の一定を望む

次　上官の禮を爲さしむること

第八　客年、宮崎縣の會議にて、一定せし同盟提出、第九項の決議ある原籍通知を改め、寄留者は、寄留地に通知することに、改めたき事

決　從前の通

第九　九州各監在監人動作時限を、一定したる決議の上は、主務省へ伺出づる事

決　取消、大分縣より伺出づる事

第十　掃除夫の食糧を、八合に改むる事

決　原案

第十一　囚人の通常入浴時限を、一定（夏期三分冬期五分）する事

決　從前の通

第十二　炊夫就臥時間は、兼て決定の處、其の早起を命ずる者に限り、更に、一時間早く就寢せしむる事

決　原案

第十三　差入書籍の表紙は、總、之を取除く事に致たし

決　取除くこと

考一考を煩す

第十四　滿期放免囚、改過遷善の徴効考定標準を、一定しては如何

決　行狀錄中、終期の間に於て、稍、改悛の狀あるものと

第十五　九州各縣にては、監獄公報を發行し、互に交換しては如何、但、本案可決の上は、任免其の他、是まで互報を要し來りたるものも、該報に掲載するときなさは、通信費を節減し、加ふるに、各縣獄事の現況を知悉し、便利あればなり

決　原案

第十六　本會の議事錄は、之を印刷に付し、少なくも、一縣に對し、五六部宛の配付を望む、但、印刷費は、會員に於て之を負擔する事

決　取消

第五號案　沖繩縣提出

第一　女監取締設置定度を、左の如く改正せられんことを、主務省へ上申しては如何

決　取消

第二　在監人過失に依り、貸與の器具、其の他の物件を毀損したるときは、處罰するの外、其の價格を賠償せしむるか否か、一定したし

決　賠償せしめさる事

第六號案　長崎縣提出

第一　刑事被告人へ、貸與の蒲團は、漸次毛布に改良する事に、一定しては如何

決　主務省に伺出づることに

るに、便宜看守を以て、之に充つるの實況なるを以て、右等の看守は、監獄事務の一般に通曉し、殊に書記に任用して、差支へなき、適當の人物少なからず、然るに、該勅令の規定は、單に、看守長に任用し得らるゝのみにして、之を書記に適用すべからざるか故に、實際上不都合少なからず、熟、該勅令の精神を案するに、監獄の職務たる、一般の行政事務とは、大に其の趣を異にし、到底、普通の智能を以て、其の職責を全うすべきものにあらざるか故に、寧、經驗を積み、實務に通曉したるものより、之を抜擢するの優れるに如かずとの趣旨に外ならざるへし、果して然らは、戒護事務に通曉したる看守を、書記に任用せらるゝと、書記の事務に通曉したる看守を、書記に任用せらるゝと、其の間、敢、軒輊なかるへし、況、右等の看守を、書記に任用せは、從來戒護事務にも、通曉し居るものなるが故に、實際上、大なる便益あるなや、是、本案の如く、該勅令の旨趣を擴張して、監獄書記の任用をも、看守長今様に、規定せられんことを、希望する所以なり

（長　野　縣　提　出）

第五、教誨師の定員を、囚員に依り、設けられんことを、其の筋へ上申したき事

（理　由）

司獄官の設置は、其の數を、囚員に依りて定むるは、一般の通規たり、然るに、教誨師に限り、之を適用せざるは、其の當を得ざるのみのみならず、定員の標準なきが爲め、動もすれば、縣會にて、其の豫算を削減せられ、適當の人員を置くことを得ず、爲めに、教誨をして、周到ならしめ、充分の効果を收むること能はず、是、本案の如

く、定員を設けられんことを、希望する所以なり、其の定員標準の如きは、左に、其の例を掲げて、參考に供ふ

一、教誨師は、每監在監囚員五百名以下は、二人若くは一人を置く、以上五百人を增す每に、一人を加ふ、但、囚員千五百人以上は、適宜人員を置くことを得

（福　島　縣　提　出）

第六、監獄醫の定員を、囚員に依り、設けられんことを、其の筋へ上申する事

（理　由）

大体の旨趣は、教誨師と仝し、但、監獄醫を、囚員に依り、設置するは、一層、其の必要なるを認む、何となれば、教誨の如きは、專、精神的事務なるを以て、事務繁劇の場合に在りては、之を他日に讓るの猶豫あるへしと雖とも、醫務の如きは、直接身体の治療上に係るものなるが故に、寸時も、之を猶豫すべきに非す、然るに、囚員相當の醫を置かんとするも、縣會にて、其の豫算に削減を加へ、醫務上、充分の實効を擧くる能はす、殊に、近年は、監獄衛生の聲、嘖々として起り、各府縣共、大に其の實効を擧げんと勉むるの場合に際し、囚員相當の醫師を置くは、最、必要なると感す、是、相當の標準を設けて、適當の人員を設置せられんことを望む所以なり、其の定員標準の如きは、左に例を掲げて、參考に供ふ

一、監獄醫は、每監在監人員三百人以上、六百人未滿は二人、六百人以上、千人未滿は三人、千人以上、千五百人未滿は四人、千五百人以上、五百人を增す每に、一人を加ふ、但、三百人以下の監獄に在りては、適宜人員を置くことを得

撿束管理の上に於て、且、經濟の上に於ても、便、且、利あるべし、其の節にても、早速認可あるべしと聞く

第二　看守志願者に、身元保證人を、立てしむるの得失如何

決　各縣適宜

（未完）

◉東北典獄協議會決議案（接前號）

（栃木、長野、山梨縣提出）

第三　明治十七年六月、內務省乙第廿九號、同廿三年仝省令第五號を改正し、集治監に入るゝ囚徒、竝に、上告控訴人の費額を、減せられたき事

（理　由）

集治監に入るべき囚徒、竝に、上訴在監人の滯監費用は、從來一日金貳拾錢の處、右は、高額に失し、適當の金額に非す、然るに、近年上訴人は、益、增加する傾ある實況なるを以て、地方經濟の負擔益、重きを加ふるの事情あり、今、各府縣の實況を觀るに、上訴在監人費の豫算は、年々大に超過の實を呈し、中には、再三追加豫算を議定せざるへからざるの、必要を生するものあり、故に、適當なる費額に、減少せられむことを望む

（宮　城　縣　提　出）

第四、明治廿三年、勅令第百四十六號、看守長特別任用例中に、監獄書記を加へ、看守長同樣、特別任用例の道を開かれんことを、其の筋へ建議する事

（理　由）

從來、各府縣共、地方經濟の都合に依り、書記の事務を補助せしむ

第七、女監取締に、左記の被服等を支給する樣、其の筋より、訓達せられんとを望む、但、其の服色等は、其の筋にて、選定せられたき事

一　被　布
一　袴
一　短　靴
一　雨　覆
一　雨　衣

但、被布、袴は夏冬、各、一著を給す

（理　由）

看守長以下、押丁に至るまで、相當の服制を定められ、特に、看守以下に在りては、之を支給するの方法を定められたるは、一は、監獄官吏たるの威嚴を、保持するの必要あると、一には、薄給のものをして、強制的の服裝をなさしむるは、事實爲し得へからさるものと認められたるに因らすんはあらす、而して、女監取締の職務たる、看守と、喰、同一のものに屬し、其の威嚴を保つ上に於ては、遙に押丁の上に位するの實ありと謂はさるを得す、然るに、未、一定の服制なきは、看守押丁に比し、竟に、權衡を失するのみならす、職務上、威嚴を失するの虞あるものと認むるを以て、本案の如く、一定の服制を定め、竝に、之を支給すへき樣、訓達せられんとを、希望する所以なり

本按の如きは、訓達を待たすして、協議の上、給與するの手段に出でられたきものにこそ、九州會議にても、已に議了せられ、各縣適宜とする事となりしが、是、亦、一歩を進めて、決議の上、一定あらんことを望むなり

（北海道集治監提出）

第八、假出獄の者にして、特赦の情狀ある者の、申請に關する手續を、制定せられんとを望む

（理　由）

一旦、假出獄の恩典に浴したるものなるも、尙、其の情狀に依り、特赦を申請するは、法律の認むる所なりと雖とも、之を申請するに當り、其の情狀勘査を爲すの手續なきを以て、實際上、甚、不便なを感するのみならす、爲めに、特赦を得へき情狀あるものをして、竟に、恩赦の大惠に浴する能はさらしむるの憾なしとせす、殊に、集治監の如き、無期刑の囚徒を掬禁する所に在りては、一層、其の不便を感す、是、本案の如く、相當の手續を、制定せられんとを、希望する所以なり

（福　島　縣　提　出）

第九、看守教習生は、定員外に、設置するとを得る樣、其の筋へ上申する事、但、本務看守百名に付、五名の割合とす

（理　由）

廳府縣看守は、其の人員多くして、而かも、劇職なるか故に、交迭頻繁なるに、新に採用する者は、二ケ月間の教習を爲さゝるへからす、然るに、一方には、本務の者缺員あるに依り、配置上差支ある故を以て、已むを得す、直に實務に警らしめさるを得す、故に、獄務の要領、其の他、法律規則等の知きも、其の大要をも、通曉せしむるに由なく、教習規則設置の目的を達する能はさるは勿論、常に、相當の配置を缺き、自然の勤令の旨趣も、貫徹せさるかの感あり、仍りて、教習生は、前項の如く、看守の定員外に、設置し、若、其の教習生の卒業に際し、缺員なき場合は、一時休職を命し置き、必要に應じ、直に補充するを得は、尙に、完全の教習を爲し得らるへきのみならす、益東も適切に行はれ、從ひて、監獄改良上、便益な與ふるとも、蓋、少小にあらさるへしと信す、是、本案の如く、希望する所以なり

（以下次號）

◉万國監獄派出委員小河氏通信

●萬國監獄會議に就きて

六月二十二日刊行「ル、マタン」所載の摘要

豫て、屢、本紙上にて、報道したるが如く、第五回万國監獄會議は、愈、本月最終の日曜日（三十日）を以て、本市ソルボーンスにて、開會の式を擧行し、其の翌日より、引續き議事を開くことに決定せり

萬國監獄會議は、千八百七十年、倫動にて開きたるを、其の第一回とし、第二回は、彼の有名なる監獄の大家アルムキス氏の聲名を博せし地、即、ストックホルムにて、千八百七十八年に、之を開き、第三回は、ロンボルソー氏の全盛時代、即、千八百八十三年羅馬にて開會し、第四回は、聖彼得堡にて、千八百九十年に、之を開き、此の度、本市にて開くもの、即、其の第五回なり

其の第一回を、倫敦に開きたる以前と雖も、監獄の問題に就きては、既に久しく、公會の事業として、研究し來りたるの事實は、世人の知る所なるべし、唯、其の性質萬國的にあらずして、內國的なりしを以て、効果の及ぶ所、廣博ならば、且、其の論議する所の材料の如きも、寧、理論的、若しくは、學術的に偏注するの傾きありて、實務上、割合に稗益する所、多からざりしものゝ如し、（譯者曰はく、此に倫敦第一回會議以前の公會を以て、盡く內國的の性質を有せしものゝ如く記載するは、事實に違へり、監獄會議の沿革に就きては、拙著監獄學、並に、譯者の監獄協會に於ける演說

筆記等に、詳なれば、（此に略す）尤も、獨逸、白耳義、北米合衆國等にては、能く此の種（內國的）の公會を利用し、直接に、獄事の進歩に益する所多かりしは、爭ふべからざるの事實なり

萬國監獄會議は、其の回數を重ぬること、既に五回、其の結果として、刑法、及、監獄制度の上に、少なくも、各國の立法家を、稗益せし所鮮少に非ず、刑法、及、監獄制度をして、其の革命時機に遭遇するに至らしめたる所以のもの、實に萬國監獄會議の賜なりと云ふも、過言に非ず

常設委員會は、第五回公會の準備に關し、既に久しき以前より、之に從事したり、委員會は、十一個國の委員を以て之を組織し、佛國政府委員たる監獄局長デフロー氏、之が委員長たり、氏が獄事に關し、經驗、及、學識に富み、且、非常に此の事業に、熱心なるの名家たることは、能く世人の知る所なり、（譯者曰はく、氏の新任局長たるにも拘はらず、斯く記載せらるゝ所を以て、之を見れば、當局たるの前、既に監獄家として、其の名を知られたるものゝ如し

第五回公會の綱領數個條は、我が內務大臣シャールデビュー氏より、其の原案を、委員會に下附し、委員長デフロー氏始め、七十名の委員に於て、之を審査せり、原案に對し、委員會の修正を加へたるの點少からず、而して、此の修正は、盡く採用せらるゝ所となれり

公會は、別つて之を四部となす、第一部は、刑法に關する事項、第二部は、監獄に關する事項、第三部は、犯罪豫防に關する事項とす

公會に提出せられたる問題は、左の如し、（譯者曰はく是は、既に雜誌にも揭載せられたることあるかに、記臆するが故に、之を略す）此の問題に就きては、佛國、及、外國の、最、學識、及、經驗ある名家に諮問して、其の意見を徵せり、意見書として、提出せられたるもの、其の數二百二十餘の多きに及ぶ、意見書は、印刷して、之を會議參列の委員に配布せり

各國より、派遣せられたる委員は、其の數、殆、二百有餘名にして、其の最、多數を派出したるの國は、魯西亞、白耳義、及、伊太利とす、日本も、亦、特に一名の委員を派遣し、且、監獄制度に關する有益の書類、及、囚徒生活の狀態を示したる寫眞圖畫の類、數種を提出せり

英國は、例の自大主義より、監獄制度に於て、既に、一の學ぶ所なしと揚言し、倫敦第一回の會議以來、曾、其の委員を派出せしめたることあらざりしが、今回の會議には、特に、其の政府委員を、參列せしむる旨の通牒、其の筋に達したりと云ふ

前回、即、聖彼得堡に開きたる、第四回萬國會議の節には、或は特に、盛大なる祭典を執行し、或は遠く、委員をモスコーに招請し、又、其の歸途には、フインランド觀光の爲め、特に客船を準備せし等、魯國官民の、此の公會を歡待せしこと、實に到らざる所なかりしが、遺憾ながら、今回の公會に對しては、魯國に於けるか如き、鄭重の儀式を行ふこと能はざるべし、何となれば、我か政府は、此の公會の費用として、當初五万「フラン」の豫算（充分に節約したる豫算額なり）を請求せしも、議會は之に對して、四万「フラン」に節減したるを以てなり、尤も、開會の前日に於て、我が大頭領閣下は、此の公會に、參列すべき外國の委員の爲めに、盛大なる夜會を開き、巴黎市長も、亦、一回、夜會を開きて、外國委員を招待するの、計畫ありと云ふ云々

◉佐野尙氏への書狀

拜啓、貴會石澤會長御始め各位、益、御淸榮可被爲在、奉敬賀候、次に、小生事、幸に恙なく、唖は依然たる唖に候へ共、慣るゝに從ひ、追ひ〳〵「おし」が强く相成り、買物はじめ、日常のことは、どうなりかうなり、片言交りにて、獨で間に合ひ候樣、出精致し申候、先便にも申上げ候通り、會議開會までには、尙、日數も有之候事故、まだ監獄實地の視察等には、着手不仕、兩三度當地內務省監獄局に參り、局長始め、二三の當務者に、面談を試み候外、多くは旅寓に引き籠りて、何かや會議準備に從事致し居り申候、其れ故、監獄直接の事業に對しては、まだ、何も是と申して、御通信可申上材料も見當り不申、不悪御諒恕可被下候、昨日始めて、本邦よりの郵便に接手仕候、此の內には、貴會雜誌はじめ、學會雜誌、獄事叢書等も有之、面白く拜見仕候、何れの雜誌にも、小生身上に關する記事、澤山に相見え、一として、過賞、敢、當らざるものにあらざるはなく、慚愧の至りに候、唯〻是につけても、小官責任の廣く大なるを感じ、衷心然ゆるが如きの情、御憐察可被下候、又、昨日接手の新聞紙には、笠井監獄課長、

和歌山縣へ參事官として、榮轉の由承知仕候、兎角此の位地は、尻の据わり兼ね候ものと相見え申候、後任は、何れ適當の道友間に、落札致し候事と存候、又、昨日は、或友人の案内にて、當地 Musée grevin を見物致し申候、是は、丁度我國の生人形の如きものにて、其の規摸の宏大にして、其の製作の絶倫なることは、なか〳〵較べものに相成り不申、一とし て、すべて眞に迫さらざるはなく、殊に其の革命時代の牢屋、訴庭、拷問、刑場等の模樣を、模造致し置き候處なぞは、恰も、身を其の時と、所とに置くが如きの感、有之申候、牢屋なり、訴庭なり、其の建物、人物、すべて、實際の廣さと、大きさとを以て、出來致し候あと故、どう見ても、拵へものとは思はれ不申候、刑場に於ける、「ギロッチン」などは、正物と、少しも異る所無之との事に候、一見實に慄然として、魂消ゆるの想ひあらしめ申候、又、此の内に、强盜殺人犯者が、犯罪當時の實況より、刑場に引かれて、處刑せらるゝに至る落着までの成行を、製作致し候もの有之、序幕は、銀行押込の場にて、銀行役員の當直室に押入り、一刀の下に、役員を斃し、弗箱を開扉して、有金を掠奪し去らんとするの摸樣、次は召捕の場、即、日本なれば、吉原に、藝者討間の取卷にて、吉原の揚屋にて、全盛遊びをなして居る、景色とでも申したき處なれども、是は、珈琲店にて、馴染の女郎を、相手に「シャンパン」でも抜いて、大タバを極めて居る處へ、巡査が踏み込んで、遮二無二、召捕り行かんとする摸樣、次は、訴庭にて、緋の衣に威かめしく、着飾りたる裁判官の前に、シホ〳〵と頭を垂れ、今日の詮議に、我が折れて、一言の申し開きなしと云ふの景況、次は、牢屋引出しの場、是は、即、處刑の當日、午前十時前に、僧侶、先、監房に入つて、憂鬱懊惱に沈める罪人を慰諭し、愈、之を引出して、刑場に連れ行かんとするの摸樣、切りは、お仕置の場、即、刑場にて、關係官吏、立會の處に、僧侶の肩に倚つて、たゞ〳〵と、居所の半歩を「ギロッチン」の前に移す光景、宛然眞に迫るとは、實に此の事に可有之、之を見れば、實況は、最早見るに及ばずとは、一般の公評とのことに候、個樣の見せものは人の好奇心を、充たすが爲めには、或は必要も、可有之候へとも、小生などの考へにては、甚、以て面白からぬことゝ被存候、殊に、之を婦人若しくは、頑是なき小兒などにも、觀覽せしむるが如きは、風敎の害ある少小にあらさるべく、誠に、輕率の至りに候、此の「ミューゼー」場觀覽に就きては、段〳〵失策談も多しとのことに有之、日本人などにても、或は細工物と見違へられて、賞嘆を受け、或は實物を細工物と誤認して、餘實を蒙り、或は、細工物を、實物と思ひ誤りて、揆拶をなしゝことなど、毎々其の實例に乏しからず、實は、斯く申す小生如きも、札切りの番人をば、細工物と誤認し、感嘆やゝ時を移し居り候處、思ひきや、向ふから、噓然吹き出されて、大へコミ致し申候、是は、全く番人先生の、惡戲にて、小生は、首尾能く、彼の計略に落ち候次第に御座候、番人先生、退窟の餘り、外國人などゝ見れば、屢、個樣の惡戲を試みて、睡氣ざまし致し候とのこと、跡にて承り申候、誠に、怪しからぬ奴に御座候、萬國會議の委員會は、凡、毎週二回位づゝ、相開き候由にて、當節は、重もに、開會準備に關する諸般のことを、打合せ居り候とのことに候、會議の問題は、豫め内務大臣より、治獄社會始め、有名の法學者等に、諮問相成候ものと見え、其の答案は、冊子として、本年一月以來、既に三回ほど、刊行せられ、小生も此の

中、其の配付を受け申候、是は、開會後、問題に對して、意見を確むるに於て、大に參考と相成り可申候御承知の、第一部に於ける問題の一なる、囚徒殖民論(Transporta tion)に對しては、當國法曹社會の意見は、何れも、之を是認することに、歸一致居り申候、我國にても、戰爭、及、台灣占領等の結果により、必ず、此の問題が、持ち上かり可申と存候間、此の點に付きては、十分の審究を、相盡くし可申積りに御座候、當國法曹社會の意見にては、成程、佛國は、囚徒殖民(捕著監獄學等に、流遣制と譯するもの是なり)に付きて、失敗したること事實なりと雖も、此の失策は、制度の罪にあらずして、之を適用するの方法、其の宜しき得ざるにあり、苟、其の方法だに、改良せば、豫期の完全なる好成績を、収め得らるべしと云ふに有之、大審院判事ゴチエの起草せる答案内に曰はく

流遣制には、二個の要素を具備せざるべからず、曰はく、治獄の方針を確定し、之に全權能を與へ、機宜に應じて、圓活の妙用を得しむるあと、曰はく、當局官吏を精選し、之に、安全の保証と、高貴の位置と、並に、優渥の俸給を與ふべきこと、乃、是な

り云々

と、此の二點に付きて、最、剴切に痛論する所を以て之を見れば、少なくも、佛國に於ては、是まで、反對の實況なりしこと、分明に有之申候、尚、是等の論點に付きては、其の內、御詳報可申上候、尚、前顯「ミュー ゼー」に於ける寫眞なども、餘程面白く存候間、何れ其の內、買求め、御送付可申上候、乍末筆、時下爲國家、御自愛專要に存候、拜具

五月廿四日　　岳洋生

佐野老台

侍史

◉感謝狀よつきて寄附諸君に白す

曾、本會の、編纂に成りたる刑獄沿革略史、及、四徒勤作圖、監獄搆造圖等を、海外各地の監獄協會、及、知名の士に寄送せしに、續々、謝狀の到來せるは、會員諸君も、既に前號の雜誌上に於て、知らるゝ所なり、かく本會が、遠く海外にまでも、面目を施すことを得たるは、全、諸君が、金員を寄附せられたるの結果に、出でたりといはざるべからず、依りて、茲に、その厚意を謝し、併て、今回到着せし謝狀を紹介す

座候

若、我々か、當地に於て、貴下の謦咳に接するを得は、如何計りか、幸榮と存候へ共、御繁忙の爲めに、討議に與へらるゝの餘暇を得られさるは、我々か、無上の遺憾とする所に御座候

茲に、再應尊敬の誠衷を表し候、拜具

巴里千八百九十五年六月十三日

學士會員上院議員　テオフヒル、ルーセル

日本東京集治監典獄石澤謹吾貴下

◉孛國伯林モアビット監獄典獄

クローヲ氏來翰

拜啓、今度は、有益の品々御送惠被下、辱く厚謝仕候、實に、拙者は、之を拜見して、得る所少なからさる儀に御坐候、此段、御禮迄、得貴意候、敬具

ドクトル、クローヲ

日本東京牛込區若宮町十番地

集治監典獄石澤謹吾殿

◉第五回監獄萬國會議の雜報

佛國監獄協會よりの通信

佛國政府が、第五回監獄萬國會議の、聯合政府より、既に、特派人員の通知に接したるものは、左の如し

奥地利國	一人	米國	十三人
匈加利國	一人	英國	二十人
白耳義國	五人	希臘國	三人
墨馬國	一人	和蘭陀	二人
伊太利國	十人	日本國	一人
拉馬尼亞國	一人	魯西亞國	十二人
塞爾維國	一人	瑞典國	一人
那威國	一人	瑞西國	五人

又更に任命せられたる、佛國の委員は、左の如し

文部省	二人	警視廳	三人
塞納縣會	二人	巴里市會	二人

監獄萬國會議委員會報告第四編は、既に五月末に、配布せられたり、本編は紙數五百三十八頁にして、六十五の報告を揭けたるものなり、其の第五編は、六月十五日頃に、配布せらるべし、又、最終の第六編は、萬國會議開會の數日前までには、必ず、配布して、各部の報告委員が、一般の報告を、準備するに、一切差支へなからしむべき筈なり

◉佛國巴里列國監獄會議編制委員會

副總裁テオフヒル、ルーセル氏來翰

拜啓、此の度、巴里列國監獄會議へ、御提出の爲め、拙者まで、御回送相成候、日本刑獄史、監獄諸規則、幷に、之に關する圖書、正に領受仕候

拙者は、茲に不取敢、編制委員會の名を以て、深く感謝仕候

右の書類は、實に特種の利益を具へ、特に吾人の注意を、惹起せさるを得さるものと存候、開議前に、參列委員へ、普く頒布する爲め、原書を、上梓致度存し、且、又、斯く致し候はゝ、定召同業者一統の希望を、滿たし候はんと存候處、實際の時日か、之を許さゝることを確め、實に殘念至極の事に御座候、然れとも、我々は、後に出版すへき、彼の會議事業の全体報告に關する書中には、必、之を揭載するの義務を盡す積に御座候夫までは、拙者に於て、解剖的報告の体を以て、會議に對し、拙者自身に、貴書を披露するの榮譽を獨占仕候、拙者か、故らに、欣然此の任に當る所以は、其の中に、特に喜びて、研究したき點を、發見致候か爲めに御

〔原註〕協議員會は、六月六日の集會にて、各問題に就き、提出せられたる報告を、說明せしむるか爲め、仮りに、報告委員を指定せり、然れども、此の報告委員は、外國の特派員にして、自、其の說明の任に當らんと欲する者ある時は、素より、之に讓らさるべからす

今回の監獄萬國會議に、提出せられたる議案の件數は、前回の監獄萬國會議に、提出せられたるものに比すれば、頗、多くして、士篤恒の萬國會議にては、四十五件、羅馬の萬國會議にては、八十件、桑比斯爾不爾扼の萬國會議にては、百三十九件に過ぎざりしも、今回の萬國會議にては、二百二十三件に增加せり、右、二百二十三件の議案中、百十六件は、外國の提出に係るものにして、百〇七件は、佛國の提出する所とす

桑比斯爾不爾扼に、開設せられたる監獄萬國會議の時に於て、各部に分配せられし議案の件數は、第一部（刑法問題）に、四十六件、第二部（監獄問題）に、五十七件、第三部（保安警察問題）に、三十六件なりしも、今回の巴里監獄萬國會議にては、第一部に、六十一件、第二部に、六十三件、第三部に、百十件に達したり

〔原註〕巴里監獄萬國會議にては、更に幼者の保護問題に係る、第四部を增設したるを以て、之に關する議案の件數も、亦、勘なしと爲さす、第三部の議案百十件中、其の八十四件は、即、四部に屬するものなり

六月一日の調査に據るに、聯合者の人員は、無慮四百八十五名にして、婦人其の多きに居れり、又、外國聯合者の數は、百四十名にして、日々增加しつゝあり

佛國の各鐵道は、監獄萬國會議の參會者の爲めに、其の乘車賃銀を、半額にまで、減することゝなれり

監獄萬國會議の書記局は、司法省、殖民省、塞納縣廳等の協力にて、既に構成せられたり

監獄萬國會議の各部には、速記者を配置せらるべし

佛蘭西中學校の中庭にては、目下議事堂、及、談話室の工事最中にして、其の裝飾は、總、監獄大檢閱使ノルマン氏の設計に係れり

今回監獄萬國會議に、列席せらるゝ外客に對しては、國會にて、議決したる經費の許す限りは、最、鄭重なる待遇を爲すべし

諸監獄の巡覽、並に、佛國政府、又は、巴里府に屬する各種の紀念物、若しくは、建設物の縱覽に就きては、外客の爲め、大に便利を與ふべし

博士會員ローチー氏の、彫刻に係る紀念章を造りて、各聯合者に配與せらるべし

六月二十九日には、陸旅館（オーブールコンドナンヌル）にて、監獄萬國會議構成委員の斡旋により、外客の爲め、特に、宴會を開かるべし、其の他の祝儀、及、招待に付きては、尙、未、確定する所なし

同月三十日午後第四時には、大統領閣下、親しく臨場の上にて、嚴肅に開會式を擧行せらるべし、協議員會の特別代表者は、去る五月二十五日、メルン監獄の囚徒をして、立派に裝綴せしめたる監獄萬國會議の、第一議案を、大統領閣下に奉呈せり

メルン中央監獄の巡覽は、確定せられたり、其の順序は、大略左の如し

第一に、官舍の巡覽、是より散步、林中にて中食、次に、「フォンテンノブロー」宮の縱覽、第一世法蘭西亞室にて晚餐、右の外カイヨン監獄、ドウエール監獄、モンテッソン監獄の巡覽に付きては、未、確定に至らずと云ふ、

協議員會は、去る五月九日の集會にて、祝儀、招待、巡覽の構成の爲め、二個の委員を撰任せり、第一委員は、ブウローシュ氏、ブリュマン氏、ブリュノート氏、コルベル氏、ドレーヒュウス氏、グウルナイ氏、ハンリー氏、ロウラン氏、ラヴェルギュ氏、モラン、デュ、ピウク氏、リヴィエール氏、ロバン氏、ヴィンサンス氏、並に、外務省、美術局、市會、及、縣會の代表者より、組織せられ、饗應係、祝儀係、開會式係の三支部に小分せらる、又、第二委員はボウニュール氏、ブウエヤルド氏、ブリュン氏、ブリュチート氏、ブリュノート氏、モラン、デュ、ピウク氏、ルウキス氏、ヴィイール氏、ウィンサンス氏にて組織せられ、メルン巡覽係、ドウエール、及、ガイヨン巡覽係の二小部に小分せらる

協議員會は、六月五日の集會にて、メルン監獄の縱覽は、七月三日、カイヨン、及、ドラエールの縱覽は、七月七日と仮定せり

佛國監獄協會が、外國の同僚諸君を、懇親會に招待する件に就きては、來る六月十五日の、通常會に於て、議定せり

千八百九十五年の、佛國監獄制度（書名）は、既に出來上り

居れば、外客の巴里に到着次第、之を分配せらるべし、該書は、ベランジェー氏の著に係る十二頁の序文と、モンテッソン監獄の圖面とを、添付したる、四百八十頁の大冊なり、蓋モンテッソン監獄の開監式は、監獄萬國會議の開會中に、擧行せらるべし

質疑應答

頃者會員諸君より、質疑幷に寄書等を投せらるゝ向、頗、多くして、常に机上に堆積せるは、是、全、諸君が職務に熱爽せらるゝの効せる所にして、誠に、斯道の爲め、又、本會の爲めに、賀する所なり、よりて、紙面に六號活字を用ひて、可成多數を掲載し、以て諸君の芳志に酬い、且は、編輯上に遺憾なからんを期するも、如何せん、紙數限りあるを以て、其の意を充たす能はざるが故に、漸を追ひて、之を掲載するとせり、諸君請ふ、此の旨を諒せられんことを

編者識す

◉質疑　北豐逸史

一、科程の等級「一等は製造品數何程にして、工錢何錢何厘」一等乃至五等、及、等外と、各、區別し、從ひて、製造品數、「猶、品に長否あれば、夫も之に含有す」な異にし、且、其の技能に依り、工錢を料定し、監署に收入す可き工錢を、日課表に記載す可きものならん、然るに、或典獄の解釋にては、監獄則施行細則、第五十一條の末文に、一日若干と定むべしとある、此の九文字に、重きを措き、科程の製數、又は技能に關せず、時間にも應ぜず、三百六十日の間、一定の工錢を付するは、彼主務大臣の訓令に基づき、一時間より、割出したる、十時三十分を以て、假に一日とせしたる科程料定なるにも拘らず、就役時間七時の短日も、八時の月も、十時間の節も、全一の工錢を附するは、（時間に依り、製品の多少あり）甚しき不權衡とする者あるも、一日若干の明文を、固守して、之を改めず、施行せしは、其の當を得たるものなりや、否や、會員諸士の明教を請ふ

◉質疑三問　堺獄　自惰樂童子

一、有賞表者にして、處罰の執行を受けたる時は、必、一個或は、一時に、數個の賞表を褫奪すべきや、監獄則第四十六條に、情狀により云々とあるを以て、有賞表の處罰者に對し、或は、全く賞表を褫奪せざるも、可なるか、如何

二、監獄則第四十條を見るに、典獄に於て、囚人を賞譽するには、獄則謹守、作業勉勵、改悛の行爲、以上の三要素を具備する者ならさる可からず、然り、然るに、獄則謹守、作業勉勵の二項を以て、囚人を賞譽し得るか、如何

三、賞譽の方法は、公行密行、何れを可とするか

◉全　在青森　露岳生

一、看守練習後備の軍籍にありて、召集に應じ、休職と爲りたるもの、復職せる後、慰勞休暇を與ふるに、其の休職中の日數は、點呼復習の如く、皆勤、及、欠勤に算入せざるは、至當なるか、將、前務の日數は、全〳〵消滅せしめ、復職の當日より、更に皆勤日數を起算するを、適法と爲す乎、尚、又、曩に、已得の慰勞休暇あるときは、當然與ふ可きか否か、敢、高教を煩す

◉質疑三問　德島縣　南陽生

（一）、刑法第四十五條により、犯人に對し、裁判費用返納金を徵收せらるるとせんか、犯人手許赤貧にして、完納するの資力なく、遂に、揆事に對し、相當處分方を願出てたるときは、如何なる處斷に付すべきか、大方諸君の明教を仰ぐ

（二）、監獄則第四十五條に曰ほく、無期徒刑の囚人、重罪輕罪を犯し、若くは、逃走し、又は、獄舍獄具を毀壞したるときは、一年以上、五年以下、其の兩脚、又は、兩肢に鉄を施す云々とあり、然るに、無期刑は、最重の刑なれば、如何なる犯罪を爲すと雖も、別に刑を執行すべき手段無之、爲めに、監獄內に、一の規則を設け、嚴重なる懲戒を加ふるものなれとも、若、死刑に處すべき程の、犯罪を生ぜしものありとせば、死刑も、亦、重罪の內に、包括し居るものなれば、曾監獄の規則に因り處斷し置くべきものなりや、又、刑法上の制裁を受くべきものなりや、生は、無學無智にして、其の了解に苦しむ、因りて、識者諸君の高教を願る

（三）、死刑者刑を執行したる後、死相を驗し、仍、蘇生せざるを以て、監獄則第廿七條第一項により、五分時を經て、絞架より解下しあり、然るに、十分時を經過したる後、之を埋葬せんとして、準備せし際、俄に蘇生せしものありとせんか、此の如き塲合には、再、受刑者をして、執行せしむべきものなるか、又、公然當該者を、釋放すべきものなりや、生は、無智無識にして、其の了解に苦しむ、因りて、識者諸君の高教を仰ぐ

◉全三問　在下野　世界愛民

一問、裁判所公判廷にて、刑事被告人、逃走したるときは、其の責任は誰に歸するか

參考、公判廷取締の權は、警察官吏なり、例令ば、看守が、被告人を押送し來るも、皆、巡査が、住所姓名等を相尋ね、全体の取締を爲す者の如し、故に、看守は、無用に居り、開廷前、巡査に引渡し、閉廷後、受取らんため、開廷中待ち居る者の如し、然らば、開廷中、逃走したるときは、看守に責任なくして、巡査の責任なるが如し、如何

二問、罰金を、言渡されたる者にして、充分なる財產あるも、罰金を納むるよりは、換刑輕禁錮の執行を受くるを、希望して、罰金を納めさる者は、檢事は、是に對し、强制執行をして、財產を差押へ、物品等は競賣に附して、罰金を完納せしむるとを得るか、或は、一ヶ月間に、完納せさる者は、輕禁錮に換ふる外、手段無きか

三問、官吏にして、現職を辭せず、他官吏、又は、其の他の試驗を受くるとを得るか、若、得るとせば、其の日時は、休職なりや否や參考、例令ば、看守にして、巡査、判事、辨護士、檢事、執達吏、公證人、警部等の試驗を受くるに、休暇を乞ふにあり

◉全三問　在德島　神淵生

(1)看守が、往復途中、形容若しくは、言語を以て、侮辱するものあり、此の塲合にも、矢張、看守が、職務中と見做し、官吏侮辱罪を構成するか否か

(2)看守が、監獄書記、若しくは、看守長の命令を受けたるに、其の命令の違法なるとを認め、意見を述べたるにも拘らず、又、以前の違法命令を

以てす、然るに、看守は、矢張違法と認め、前說を主張し、毫も應ぜざるなり、假に、以上の如き事實ありとせば、典獄は、二者に對する、如何なる所置を施すや

(3)竊盜罪に依り、重禁錮五年に處せられたる、初犯の囚、刑期中逃走し、重禁錮三月に處せらる、此の場合は、刑期各別に、執行するものなるを以て、前刑滿期後、尙、引續き、後刑逃走罪を執行するときは、再犯の待遇をなすか、將、初犯の待遇に執行するか

◉本誌八十六號獄外生君の質疑に答ふ

在川越　雲　突　生

拘引狀は、當該者を、監獄へ拘留する効力あるか否か

一、人身自由は、最、貴重なるものなり、かるが故に、拘留料の如き微々たる犯罪の者を、訊問せんとするには、最初召喚狀を發す可し、該狀は、出頭まで、廿四時間の猶豫を與ふる等、總、是、人身自由を重ずる趣意より出でたるならん、(刑事訴訟法第七十二條に示す場合は、例外なり)然るに、此の召喚狀を受けたる被告人、頑冥不屈の野人にして、官權を蔑視し、其の召喚狀に應ぜざるときは、拘引狀を發し、公力を以て、必行する所の、令狀にして、當該官の面前へ、引致したる時より、四十八時間、拘留する効力あるものなり、而して、當該官は、其の四十八時以内に、必、一度訊問し、若、禁錮以上の刑に、該當するものと思慮するときは、拘留狀を發す可し、要するに、拘引狀は、四十八時間拘留する効力ありて、之が監獄へ、拘留すべからずとの明文なし、殊に刑事訴訟法第七十二條に、列擧せる場合の如きは、一層注意を要すべきものなれば、堅牢なる監房にして、晝夜看守者のある監獄へ、拘留する方、過なからん、否、却りて、其の精神に適したるものと思考す、大方諸士、夫、叱正あれ

◉仝　鐵心狂士

(一)拘留狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力なしと斷定す

(理由)刑事訴訟法第七十三條、(前略)拘引狀を以て引致したる被告人は四十八時内に、之を訊問すべし、若、其の時間を、經過するときは、拘留狀を發するに非ざれば、當然之を釋放すべし、仝第七十五條、拘留狀は、被告人を訊問したる後、禁錮以上の刑に該る可きものと、思料するに非ざれば、之を發するを得ず、云々、此の條文に依りて、解釋し來れば、拘引狀の効力は、單に、被告人を引致して、四十八時内、所屬裁判所に留置すと云ふに過ぎず、而して、禁錮以下の刑には、拘引することを得るも、決して、拘留せらるゝことなきを、明定せるが如し、因之觀之、拘引狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力なきや、明瞭ならん、若、拘引狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力ありと、假定せんか、微々たる犯罪者も、陸續監獄に拘留せらるゝに至らん、其れ斯の如くんば、獄務紛雜、出入繁劇、爲めに、非常の手數を煩はし、治獄上、大なる弊害を生ずるも計られざるなり

◉仝　在川越　霞　城　生

獄外生は、拘引狀を以て、當該者を、監獄に拘留するの効力如何を問はれたり、予は、斷然、其の無効力なるを主張するものなり、今、少しく、其の理由を述べんに、拘引狀は、刑事訴訟法第七十一條乃至第七十四條に、規定したる場合に發し、而して、仝法第七十五條に依りて、初めて、之を拘留し得るものなり、故に、拘留狀にあらずして、拘引狀を以て、被告人を、拘禁し能はざると、明々白々たり、是、人身の權利自由に大關係あればなり、然れども、拘引狀は、其の訊問期間、一時之を監獄に留置するとな得るは、監獄則第一條第五項、及、明治十四年十月八日、第五十九號布告により、當然なれども、其の之を拘留、乃、拘禁するに至りては、効力なきものと信す

參照

明治十四年十月八日　第五十九號の布告

治罪法中、謀審判事拘引狀を發し、拘引せしめたる被告人は、時宜に依り、其の訊問期限、四十八時間に在る夜間に限り、裁判所、又は、最寄警察署、留置場に、入置くべし、此の旨、布告候事

◉仝　在下野　世　界　愛　民

拘引狀は、召喚狀に應ぜざるか、又は、直に、引致を要する者に對して發する者にして、多く現行犯の場合に發し、又、大概、司法警察官が發し、執行して、被告人と共に、捻事に送致し、捻事は、訊問の上、拘留を要する者には、拘留狀を發し、其の他、證憑なきか、罪とならざるか、違警罪罰金罪に、該當する者と、思料すれば、一時放還する故、拘引狀を以て、監獄署に留置する必要も起らず、又、實例も聞かず、然れども、拘引狀は、四十八時間の期限あり、捻事の都合により、一時監獄署に、拘留すべき事の、指揮あれば、敢、差閊なかる可し、如何となれば、警察署に、留置するも、監獄署に、留置するも、別に、區別なし、同法文に明文なし、全体、刑事訴訟法は、刑法と違ひ、實際取扱上に際しては、比附援引しても、宜しき者なり、然れども、拘引狀の性質を云へば、召喚に應ぜざる者を、公力を用ひて、引致する丈の者なり、然るを、四十八時の効力ある故、其の期間中は、留置する者なり、又、拘引狀には、某警察署へ、引致すべき者なり、又は、某裁判所へ、引致すべし云々と、記載ありて、某監獄署へ、留置すべし、引致すべしとは、書くこと能はず、只、用ある官衙へ、公力を用ひて、强行召喚せしむる者にて、用なき所へ、引致すべき者にあらず、只、一時訊問する内、留置する者なり、放に、監獄署へ留置する必要ありて、捻事の指揮あれば、宜しき者なり

◉仝　堺　獄　自　惰　樂　童　子

抑、拘引狀により、拘引したる被告人は、之を裁判所に引致したる時より、四十八時間内を限り、法律上、監獄、即、裁判所、又は、警察署の留置場に、拘留するの効力を、有するものにして、若、其の時間を、經過する時は、拘留狀を發するにあらざれば、當然之を釋放すべきものなりと、愚考す

◉仝　在德島　神　洲　生

本問の要旨は、拘引狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力あるか、否やと、余は、絕對的拘留するの効力なきものと思惟す、抑、人の自由を拘束するは、人身自由を保有する上に於て、至重至大の關係を有するものなり、夫、人を収監するに當りては、監獄則第六條に示せる如く、當路者は、充分注意を要し、且、重大なる責任のあるあり、況、監獄則第六條の條件を充たさゝるものを、収監するをや、刑法第二百七十九條の制裁を、免るゝ能はざるは、余の贅言を俟たざるなり、拘引狀は、召喚狀に應ぜざるものに對し、巡査憲兵卒をして强制的引致せしむるに止まり、監獄に拘留するの効力なきや明なり、是、刑事訴訟法第七十三條の證ある所以にして、動かす可らざる定論なり、若、夫、收監する効力のなき拘引狀を以て、當該者を、監獄に拘留せんか、以上の制裁を免れざるや必せり、論者あり、監獄則第六條に曰はく、新に入監者あるときは、典獄は、先、令狀又は宣告書を査閲して、之を領し、其の領收書を引致し

來りたるものに、交付したる後、入監せしむ可し、若、其の文章なくして、引致し來りたるものは、入監するとを得ずとあり、令狀又は宣告書ありて、拘留狀、及、逮捕狀と明記せざる以上は、令狀、乃、拘引狀に依り、收監すと雖も、典獄は無責任なり、宜しく、拘引狀を以て、引致せし場合は、收監すべし、何ぞ、臨時するの理あらんや、云々、論者の說も、亦、一理あるもの〻如し、然るに、監獄則第六條に、拘留狀、及逮捕狀と明記せざる所以のものは、入監者に付きては、專任の牘力を有する典獄に、一任したるものならんと思惟す、令狀又は宣告書を查閱しその名稱を備ふれば、如何なるものにも拘らず、收監すべしとの意にあらざるや明けし、若、論者の說の如く、拘引狀も、收監するの効力を有するものとせば、刑事訴訟法第七十三條は、何物ぞや、無用の贅物なり、是、生が拘引狀を以て、收監する能はずと、絕叫して止まざる所以なり

◉第八十六號神洲生の質疑に答ふ

在下野　世界愛民

該質疑は、只、官吏の命令に背きと許り、眞に、簡單にて、事實不分明なり、然れども、該場合は、强行すれば、能はざれば、監視違犯として、裁事へ、連行き告發すれば、無論、監視違犯にて、罰せらるゝ者なり、如何となれば、監視執行を受けざる者にて、即、刑法附則第二十二條に違背し、刑法第百五十五條に、該當する監視違犯にて、立派なる輕罪現行犯なり

◉仝

雲　実　生

刑法附則第廿二條に據り、被監視者、警察署へ、護送の途中、官吏の命令に背きたるときは、被監視者に對する處分ありや否や

論無效與すべきものなりと確信す

（理由）司獄官如何に、機敏達識と雖ども、固より、神通力あるに非ず、故に、各囚徒が、心想まで、一々達觀すること能はず、一意周到精密なる活眼を放つて、彼等囚徒が、髣而上の行爲を、精査探究して、該囚が心術の眞否を、照合看破するに過ぎず、故に、司獄官は、戒護周到、視察綿密、該囚徒は、正しく監獄則第四十條に、規定しある條件を、具備したるものと斷定し、典獄、又、これが行爲を確認して、賞表を授與したる場合には、舛しや、囚人が、改悛せざる旨を以て、其の賞表を、拒絕したりとするも、決して之を停止すべきに非ず、依然式に從ひて、賞表を授與すべし、何となれば、若、囚人の言に從ひて、之を停止せざるべからざるものとせば、法律も從法に屬し、司獄官の威信を、失墜せしむるに至らん、假りに、之を停止せざるべからずと云へる論者ありとせんか、是、法律を知らざる論者たるのみ、抑、囚人の行爲を、視察監督し、彼等が、心術の眞否を、照合看破するの職權と、責任とは、何人か之を有すと云はんに、問はずして知らん、司獄官吏、其の者たるを、それ、以上の職權と責任とを有する當局者が、見て監獄則第四十條に規定しある條件を、具備したるものと斷定したるは、法律上、固より適法のものにして、該囚徒が、之が命令に服從せざるべからず、今、それ囚徒にして、自己が、未、改悛せざる旨を以て、賞表授與を謝絕し得るの權能あり、又、司獄官に於て、自己が心の眞否は、自己より詳かなるはなしとして、該囚徒が、言に從ふとせば、未、司獄官吏の眼中、監獄則第四十條に、適合せざるものと、確認するにもかゝはらず、以上の論理に因りて、絕、打破せられ、監獄則第四十條の條件を具備したるものと爲し、賞表を授與せざるべからざるに至らん、豈、奇怪の至りならずや、本强生

問者は、如何なる場合を想像して、出願せられしや、一々明記せざるを以て、之を知るに由なし難ども、或は、被監視者にして、護送官吏と、同行するを拒みたる場合等を、想像せられしならん、若、被監視者にして、同行するを拒みたるときは、溫厚切實、悔々として、利害を諭すへし、而して、尙、服從せざるときは、其れ丈の仕末を記述し、之を管轄警察署へ差出し、若、又、途中より、逃走したることを、告發するの一途あるのみ、外に處分法なきものと思考す

◉本誌第八十六號木强生の質疑に答ふ

在東京　鐵心狂士

（一）本問の如き事實は、決して絕無ならん、然れども、事實有りと假定して、之に答ふれば、狂士は、假借なく斷言せん、曰はく、本囚が行爲は、刑法第二百三十二條（官職位階を詐稱し、又は、官の服飾、徽章、若しくは、外國の勳章を僭用したる者は、十五日以上、二ヶ月以下の重禁錮に處し、二圓以上、廿圓以下の罰金を附加す）に、近づくべからざる至嚴至峻なる、監獄內に於て、苟も、戒護周到、瞻眼煽々、寸隙も油斷なき、看守者のあるにもかゝはらず、巧みに、之が眼を瞞まし、賞表授與の愚典を被りしにもかゝはらず、知りて之を命貨とし、尙、壹個の賞表を僞造して、獄衣に增加縫着しても、尙、余りある兇徒にして、故意を以て、官の賞表を僞造し、自己が、利益の爲め、司獄官吏を、詐欺瞞着し、惑まはに、不正の利益を獲得せしが如きの行爲は、實に、刑法の制裁を加ふべき價値あるもの〻確信す

（二）囚人改悛せざる旨を以て、其の賞表を拒絕したりとするも、典獄は以て如何となす

◉仝

在石川島　大　角　生

一問、本問の如きは、實際に於て、あるべき答なし、如何となれば、有賞表者を處遇するに當り、單に獄衣に縫着したる賞表個數を、目的とするものにあらざればなり、若、誤りて、本問の如き事實ありと假定せば、獄則處分を以て、懲罰するの外、別に制裁はなかるべし

二問、囚人は、賞表の授與を拒絕するを得ず、假令、拒絕するも、賞表授與の言渡をなしたる日より、有賞表者を以て、處遇すべし、但、言渡を拒絕せしは、命令違反なれば、情狀により、獄則處分をなすべきものとす

◉仝

在川越　雲　実　生

一、或囚人、監獄則第四十條に規定せる條件を、具備したるにより、賞表一個を授與せられたるを奇貨とし、自、壹個を僞造して、縫着し、其の待遇を受けたるを發見したるときは、如何の制裁を受くべきか否か、本問は、實に、架空絕無の問題なり、然れども、其の歸着する所は、刑法上、詐欺取財を以て、處分すべきか、將、獄則處分を以て處分すべきか、否かと云ふにあり、余は、獄則を以て、處分すべきものと思考す

賞表一個を、付與せられたるを奇貨とし、自、尙、一個を僞造して、之を縫着し、瞞着して、二個を有する体に粧ひ、其の優遇を受けたりとは、是、監獄則第四十條の則文にある賞表を、付與するに必用なる條件中、改悛の行爲たる一條件を欠きたるものにして、語を換へて之を言へば、其の當時、賞表付與の手續をなし、典獄丼に、其の部下の目錢違ひにして未、改悛悔悟せざるものに、賞表を付與したるものなれば、前付與したる賞表も、無論缺席す。尙、嚴重なる獄則を以て、處分すべきものとす、

刑法制裁の持論者よ、若、攻撃の金塊あらば、來りて我が中堅を衝け、我、亦、背水の陣を布きて待つ

二、賞表を付與するは、囚人其のもの〻請求によりて、付與するものにあらず、其の拒絶によりて、之を褫奪するものに非ず、監獄則第四十條の條項具備するものと、典獄に於て確認し、其の善行を、表項する所のもの、目標なり、然れば、囚人に於て、拒絶したりとて、之を許容す可からざるは、祭日就業せんと願ひ出づるも、之を許可せざると一般にして、囚人の希望を容る可きものにあらず

◉仝　在下野　世界愛　民

第壹項、該當爲なり、刑法に問はんか、刑法第二百三十一條、初略「官の服飾徽章を僭用し」云々には、該當せず、又、仝法第三百九十條「人を欺罔し、財物を騙取し」云々、即、囚人が、賞表二個を有し居れば、特別の待遇を受くるに付、僞造して、食物等を騙取したる者の如し、云へども、不確實にて、其の他に、該當す可き條項なし、故に、仝法第二條、法律に正條なき者は、何等の所爲と雖とも、罰するとを得ずして、無罪なり、故に、獄則處分の重き所にて、罰するより外なきなり

第二項、該場合は、充分說諭して、授與する者とす、若、應ぜざるときは、命令違犯にて、獄罰を以て、處分す可し、若、囚人の意に從ひ、授與ざるときは、囚人が、監獄權を蹂躙する者にて、甚、不穩當なり、又、實際、事實ありせば、司獄官を、馬鹿にするか、又は、發狂人の外無かる可し

◉仝　長野縣　吉川良治

或囚人、監獄則第四十條の條件を具備したるにより、典獄は、賞表壹個を與へたるな、彼は之を奇貨とし、自、壹個の賞表を僞造して、獄衣に一個の賞表を僞造し、之を獄衣に縫着し、二個以上を有するもの〻待遇を受けたり、是、即、囚人が、賞表を僞造行使したるものなり、獄則違犯者にあらずして何ぞや、如何に、賞表を僞造行使したりとて、之を所斷するの法文なからん、又、社會に害を與へしものに非されば、社會も、亦、此の囚人に向ひ、刑罰權を實行する能はざるや勿論、余は、唯、一の獄則違犯者と、信じて疑はざるなり

第二問、賞表に、本人の請願に依り、授與するにあらず、又、拒絶に依り、褫奪するに非ず、唯、授與するや否とは、典獄の意中に存す、是、監獄則第四條の規定ある所以なり、抑、賞表を附與するや、戒護看守の視察報告に依り、典獄に於て、監獄則第四十條に規定せる條件を、具備したるものと確認し、始て授與するものにして、決して、本人の請願に依るものにあらず、又、本人の拒絶に依り、輕々に褫奪するものにあらざるや、論を俟たざるなり、若、夫、囚人の、拒絶を容れ、授與せし賞表を、褫奪すせんか、戒護看守の視察報告、典獄の確認ほ、實に、徒法死文に基するの感なき能はざるなり、否、監獄紀律の聽正を、無視するものなり、余は、絶對的に、聽ぜざるを正當なりと信ず

◉本誌第八十六號雲突生の質疑に答ふ　在東京　鐵心狂士

（一）本問は、藥物を服用したる甲地を以て、犯罪地と斷定し、裁判權は甲地裁判所の管轄に、屬すべきものなりと信ず

（理由）竊盜罪を犯したる婦人が、藥物服用は、其の目的、胎兒を、喪失流産せしむるに在りしは、明白なる事實ならん、而して、本問は、一見繼續犯の如き觀なき能はざれども、其の實、胎兒を殺したるの原因は、甲地に存在するものにして、藥物服用と同時に、最早胎兒は、腹中に於て、喪失し、婦人は、犯罪の目的を遂行したるものなり、故に、胎兒喪失の犯罪地は、明かに甲地にして、乙地に非ず、乙地は、唯々胎兒喪失の結果が、流産として、現出し來りたるに過ぎずして、毫も、犯罪地たるの理由を見ず、今、其れ、一例を擧ぐれば、甲者甲地に於て、乙者を銃撃し、乙者乙地に逃走して、死去したりとせんか、甲者が、犯罪地は、乙者を銃撃したる甲地にして、乙地に非ず、本問の如き場合も、亦此の適例と、同一理由にして、竊盜婦人の、胎兒殺犯罪地は、甲地にして、甲地裁判所の管轄に、屬すべきものなりとす

◉仝　在石川島　大角生

一問、藥物を服用せし、甲地を以て、犯罪地とす

理由、流産は、犯罪にあらず、假令、流産するに至らずと雖も、其の目的を以て、藥物を服用せば、犯罪の成立するものなれば、本問の如き場合は、無論甲地を以て、犯罪地とし、其の裁判權も、共に、甲地に屬するものとす

◉仝　在下野　世界愛　民

該質疑の要旨は、一婦人あり、墮胎せんとして、甲地にて、服藥し、乙地に至りて、墮胎したるときは、犯罪地、及、裁判權ほ、甲乙何れなるかと云ふにあり、抑、犯罪構成には、發意、決心、豫備、着手、實行の五あり此の五にて、犯罪成立するを以て、犯罪地とし、其の結果により、不能犯となるとあり、又、犯人意外の障礙、若くは、外部に因り、未遂犯となるとあり、併、墮胎罪は、未遂犯を罰せず、故に、該婦人が、或事情に因り墮胎せんと、發意し、斷行せんと決心し、藥を手に入る〻豫備を爲し、増加繼着し、賞表二個以上を有するもの〻、待遇を受け居ることな、發見したるときの處分は、如何と云ふ疑點にして、本問を、熟、思考するに、其の當初は、改良者と認められ、賞表壹個を賜りたるも、爾、慾望を逞しうせんが爲め、壹個の賞表を僞造したるものなれば、この念慮の勃興したるときは、以前の良心は、已に、烟散霧消に歸し、惡心增長したるのみならず、折角の恩典を、無視したる、鳴許の白物なれば、其の所爲實に惡む可き者にして、本犯を嚴罰に處するは勿論なり、然れども、之を罰するには、如何なる法規を、適用するか宣しきかと云ふにあるか、如何なる制裁とは、監獄則に懸り、罰するか、或は、刑法處分を、適當なるかと云ふ疑點に過ぎざるものと、發問者の意向も、蓋、玆に存するならんと、想像するを得べきなり、併、斯の如き事實は、稀にして、否、絶無と云ふも、過言にあらざるなり、其の所以は、今日囚人を、檢束するには、嚴正なる紀律の下に、綿密なる觀察を、注げ、彼等をして、一擧手の勞も、一投足の動も、命令の範圍内に於て、動作しつ〻あるにも拘はらず、本犯の所爲の如き、彼等に絲程の間隙を與ふるにあらざれば、爲し能はざることなれば、萬一斯かる事實のありとすれば、この受持區にある看守は、充分彼等に、瞞着せられたるものにして、無心盲目の成護者なりと、云はざる可からず、余は、斷じて云はん、本犯を處分するには、先に付與したる賞表を、褫奪したる上に、監獄則第四十二條の、最、重き項を該當し、決して、刑法の制裁を、求むる僧値なきものと確信す

◉仝　在德島　神洲生

第一問、獄則違犯者にして、監獄則第四十二條の範圍内に於て、所罰す可し、何となれば、囚人監獄則第四十條に示せる條件を、具備したるものと、典獄が確認し、賞表一個を附與せらる〻に、之を奇貨として、自

茶碗に湯を盛り、服藥の着手を爲し、已に、服藥したるは實行なり、是にて、犯罪結了したる者に付、犯罪地は、服藥したる甲地なり、而して裁判權は、刑事訴訟法、第二十六條により、同等の裁判所に於ては、犯罪地又は被告人所在の地の、裁判所を以て、豫審、及、公判の管轄なりとす、仝法第二十七條、數箇の裁判所の管轄なる場合に於ては、其の中にて、最初豫審、又は、公判に着手したる、裁判所を以て、其の管轄なりとすとあり、故に、裁判權は、甲乙地兩方にあり、而して、最初豫審又は、公判に着手したる裁判所を以て、其の管轄なりとすとある故、乙地にて、發覺したる者にて、乙地の捜事へ、告發し、捜事は、該裁判所へ公訴す可き者に付、裁判權は、乙地となる可し

◉本誌第八十六號吉川譲治氏の質疑に答ふ

在東京　鐵心狂士

（一）當局者は、之を許可すべからずと、斷定せん（理由）本問の如き場合、情理上より云へば、許可すべきを以て、至當と信ずれども、監獄の目的は、在監人の自由を捜束し、精神に苦痛を與ふるを以て、拘留者を取扱ふべきものなるが故に、如何に、特別に、請願を爲すも、決して、許容すべきに非ず、若、斯の如き、請願を許可するを假定せんか、爲めに、監獄の紀律を紊り、法の恐るべきを知得せしめざるに至らん、記臆せよ、法理は、個人の情理の爲め、利益たりと云ふの一事を以て、決して曲ぐべきに非ざることを、右の理由に依り、狂士は、斷然、請願を　許容すべからざるものと思考す

◉仝　在石川島　大　角　生

一問、本問の如き、既に精神病の作用なりと判明せば、宜しく、醫師の意見により、許否を決すべし

仝

怨憲の祟り、人身をなやますとは、物理開明の今日、又　ある可からざる話なり、知らずや、下總の八幡知らずを、古來は、奇々妙々、此の蔵に入るときは、生きて還るものなしと、然るを、今や書生の蹂躙して、何の祟りなきは、是架空の一證ならずや、文化燦然、物理炳然たる今日、魑魅魍魎、何にか棲み、怪物何の所にか潜む、所謂、是、雨夜の伽談ならずや、然れども、物の刺撃を受け、感極の餘、小膽なるものは、必、狂すと聞く、故に、極悪無道の四人も、痛く其心の刺撃を受け、舊悪を悔悟し、神經攪亂し、颯々たる腥風も、陰々たる怨靈の火も、皆、是其の神經の作用により、描出するものなり、世間愚民の輩、怨靈虎伴の爲めと稱し、怪物驅除と唱へ、施餓鬼や、供養や、祈禱や、皆、是、神經を鎮靜する、一の方便なるに過ぎず、今や、文物駿々として開け、就中、醫道の如きは、實に驚くべし、怨靈の祟り、以て療するとを得、怪物の苦、以て治することを得、嗚呼、亦、盛なるかな、當務の醫員あり兄弟親子も、及ばざる看護夫あり、内に藥力を以て、精神を治し、外に切實を以て、其の心を慰む、而して、又、根本的の治療を施さば、怨靈の大、怨、消に、亡靈の祭、直に失せん、何ぞ愚も、亦、甚しき願を容れ、道善說經を許可するの必要あらんや、故に、當局者は、必、許可せざるものと思考す

◉第八十六號吉川譲治氏の質疑に答ふ

在下野　世　界　愛　民

該場合の者は、佛教妄信者に非されば、醫信者に付き、親戚又は知己の者に、書面を出して、追善を營む事を、依頼す可しと說諭せよ、若、書面を出す所なきときは、斯く說諭せよ、必ずや、心迷ひす心なれ、心に

心、心許すなと、ありて、佛は、無形の者にて、心さへ信ずれば、其の心、即、佛なれば、敢、如來の畫像を奉納するに及ばんや、且、監獄署にては、出來得べからずと、若、聽ぜざれば、妄信の結果、發狂したる者なり、故に、是等は、許可す可き者に非ず、若、是等を許可するときは、刑事被告人等をして、監獄を玩弄せしむる嫌あり

◉第八十六號材木迂夫の質疑に答ふ

在下野　世　界　愛　民

第一項、百般の事、命令を實行せしむるには、違背せしむる者は、責罰を蒙らしむるに非されば、これを實行せしむること能はずと云ふは、定論なり、然るに、拘置監、刑事被告人には、斯々を遵守せよと、命令するも、其の命令に、違背せしときは、之に、責罰を加ふること能はず、故に、被告人の取締付かず、往々不都合を來すことある故、是非、責罰法を設けられたしとの、意見ある者多し、然れども、我輩は、絶体的に、反對する者なり、成程、一應は、最の樣なれども、一体刑事被告人を、留置するは、犯法者の嫌疑にして、言はゞ、犯法者か、眞民か、未、不分明の者なり、然れども、犯法者なるときは、裁判宣告迄に、逃走され、又は、證憑堙滅の虞ある故に、不止得、留置する者にして、只、被告人は逃走せしめず、證憑堙滅せしめざれば、夫れにて事足れり、然るに、或は、囚人視して、緘默せよ、朝より夕迄、終日正坐せよと、命令する故、中には、暴言を吐き、或は壯士輩が、入監すると、監獄の弊害を論ずる抔、演說的の辨說を爲すなり、先、房内の掲示事項を見よ、他房へ通聲せず、喧騒せざれば、咄をしても、差閊へなし、又、職業を願出づる者に、許可するとを得ざれども、實際、其の手續を付け置かず、是等は、房内に於て、出來る毛糸編物にても、許すべし、其の方法は、糸

予、偶、木誌第八十五號を通讀するに、筑波童子の質疑二問あるを見る、予ほ、素より、斯道に關く、滿足なる適法の答を爲す能はすと雖とも、敢て、默止するは、童子の厚意に背くを患ひ、漫に、左の二答を記しぬ、童子幸に恕せよ

第一、領置工錢を以て、附加罰金上納を出願せる四人あるときは、正當の費用と爲し、許可するは、至當のことなりと信す、如何となれば、罰金の貨たるや、元、財産刑に過ぎすと雖とも、萬一にも、之を完納せざるときは、刑法の規定に從ひ、忽、肉体刑に換へらるべき、重大の責務を有するものにして、本人の身に取りては、最緊要の費用なり、豈、用紙書料、及、食物購求等の類に、比すべけんや、若、此の費を以て、本則第二十五條以外なる、不正當費と認むるが如きあらば、假令、若干の金員を下附して、其の父母妻子を扶助するも、尚、且、本人自由の身と爲り、之を扶助するに勝らんや、附加罰金の爲めに、身体を拘禁せらるゝほ、萬不止得の極點にあらすや、今、此の最極點たる、罰金を以て、正當の費にあらすと爲さば、本則二十五條の扶助方も、全、空理の徒法に屬するのみ、故に、予は、斯る費用を以て、正當の費用中、最高位に置かざるべからざるものと、確信せり

第二、四人二刑以上たる、有する者の行狀勘査期は、合同計算すべきものにあらすと信す、（本問別に明記なきも、數罪俱發の例にあらずして、各別に、其の執行を爲すべき刑なるべしと認め、論究す）如何となれば、行狀勘査は、即、假出獄の調査なり、而して、假出獄てふものは、刑法第五十三條の明文の如く、其の刑期四分の一を經過せるものたり、故に、其の當時執行中の、一刑決の刑に對するものにして、未、執行たる將來の刑期に及ほすべき謂れあるべけんや、若、强ひて、之を通計し、曩に、兇徒聚衆罪により、重懲役九年に處せられ、其の刑期中、更に、毆打致死の罪により、輕懲役六年の刑に處せられなば、即、十五年として、勘査を出だすべからず、若、如斯もの、四期を經るの後、前罪のみ、大特赦となり、後罪の殘る場合あらば、其の勘査期の初期に在りて、賞表四ヶを有し、又、夏に數犯に及ぶものは、其の都度、勘査期を改め、爲めに一期にありて、二ヶ以上の賞表を有する等、其の他、奇なる結果を見るに至るべし、豈、斯の如き理あらんや、故に一期毎に、賞表を與ふるの至當なるを信ずるなり

◉本誌第八十五號余の質疑に對し仝八十六號を以て答辨ありたる自惰樂童子に再考を煩す

高梁狂人

抑、刑は至正、且、嚴正に、之を執行すると同時に、亦、囚人の德義心を、惹起養生するに努めずんばあらず、成る程、自惰樂童子の說の如く、監獄は、嚴正なる紀律の本に、刑罰を執行する所にして、一分時と雖とも、安養消光せしむる所にあらずと、是、一を知りて、二を知らざるもの、如し、何となれば、午飯時間を、充分にに與へある以上は、與飯後の時間は、則、役を休まするの餘地を、與へたるものなり、果して然らば、此の時間中は、敢、痛苦を感ぜしむるよりは、寧、安養消光せしむるに若くはなし、若、一分時たりとも、安養消光せしむるときにあらずすれば、可惜光陰を、何ぞ徒手空座せしめんや、與飯後、直に役を課するも可ならん、（部類教誨ある囚人を除き）然るに、飯後の時間を與へあるは、推するに、疲勞を感ぜしめすして、聊、安逸の餘地を與へたるものと云ふの外なし、然るに、童子は、若、一分時にても、安座を許すときは、流れて寬和に失し、導いて、容姿を紊し、規律を紊亂するに至るとせられたり、然れとも、これ、戒諭者をして、適當なる人物を以て、戒護せしむるときは、寬嚴宜しきを以てするにあれば、童子の如き心配は、無用ならんか、又、寬嚴度を失せず、能く、待遇するときは、囚人に於て、自、德義心を惹起養成し、改悟の念を生ずるの階梯とはなるならん、童子よ、考一考あらまほし

◉第八十四號木强生君の質疑第二問に付再び希望を述ふ

長野縣　吉川良治

本問に付、第八十五號に於て、余は非才喜聞を願みず、鳴許ヶ間數も、駑鈍第壹に、聊、所感を述べたりき、其の要趣は、看守が、公廷にて、禮式を行ふに當り、室内とするか、將、室外として、禮式を行ふか否かと云ふ、疑點に對し、積極的室内と認め、之に對する禮式を爲すの可なるのみならず、若、反之、室外の禮式を行はゝ、單に、禮式規則に、違背するに過まらず、司法權の威嚴を、失墜す云々を論じたり、而して實際に徵するに、種々樣々にして、室内の禮式を行ふ向もあり、或は室外の禮式をなす者もあり、中には、折衷主義を執り、半内半外なる、曖昧の禮式を行ふ輩あるかに見受けたり、此れ等は、必竟するに、斯道間の、議論區々にして、且、亦、之に對する訓令等も、聞かざる故、其の行ふ所、一定せざるものと、想像するを得べきなり、是に於て、余は愚に、本問の答按を付するに際し、心、密に、思へらく、大方諸君の明論卓識、陸續紙上に溢るゝあらん、僭想し居りつゝありしに、圖らざりき、右の疑問に對しては、種々なる議論出づるなれど、本問に關しては、第八十五號、第八十六號を閱するも、一答按をも見ず、是、他なし、本問の如き、唯々看守が、公廷に於て禮式を行に外ならず、餘り要なきものと、看過冷淡視するの故ならんか、此の由を確知するに由なきも、余は、默に耐へざるなり、其の理由は、公判傍聽者中、有識の士ありて、看守が、司法官に對し、禮式を爲すを目擊するに當り、若、規則に適はざる禮式を爲さば、彼、如何なる感覺を起すか、必定全監の批評を下すならん、かの韓非子云はずや、千丈の堤は、螻蟻の穴を以て潰ゆと、宜なる哉、故に、此の理を推すときは、事態の小放瑣事なりとして、忽諸に付せば、紀律の府たる面目を失ふと共に、一面治獄上に影響を及す恐れなきにあらざるを以て、斯道卓識諸君の高教を仰ぎたく、併せて發問者木强生君の高論を拜聽せんこと、切望に耐へず

官報

○敍任及辭令

任集治監典獄　新潟縣典獄正七位勳六等　小泉保直
敍高等官六等　集治監典獄正七位勳六等　小泉保直
任新潟縣典獄　千葉縣典獄從七位　千石學
敍高等官七等　新潟縣典獄從七位　千石學
任千葉縣典獄　内務屬　隔山利吉郎
敍高等官八等　千葉縣典獄　隔山利吉郎
非職ヲ命ス　集治監典獄　大井上輝前
北海道集治監詰ヲ命ス　集治監典獄　石澤謹吾
東京集治監詰ヲ命ス　集治監典獄　長屋又輔
宮城集治監詰ヲ命ス　集治監典獄　小泉保直
千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與　押丁　藤原馬瓶

全　戸村　民藏
全　鵜澤喜三郎
全　根本　文三
全　大塚　要三
復職ヲ命ス月俸八圓給與
全　千葉縣休職看守　小川　正作
依願看守ヲ免ス　全　成田　農作
看守ヲ免ス　全　看守　牛田金次郎
全　宇之澤賢司
全　古川治三郎
看守ヲ罷ス　全　潮田　茂
依願監獄書ヲ免ス　全　監獄醫　中村常次郎
千葉縣監獄書ヲ免ス　酒井　卷二
給九級俸　宮井　誠二
給月俸拾圓　大分縣監獄書記　古川　利德
丸山　再吉
任栃木縣監獄書給七級俸　栃木縣監獄書記　梅村　寬逸
監獄署第一課長ヲ命シ給七級俸　栃木縣監獄書記兼看守長　三浦　貫
任栃木縣監獄書記兼看守長　全　栃木縣警部　野澤源一郎
給八級俸
茨城縣監獄書ヲ命ス月俸拾貳圓監獄署詰　堀井長太郎
全教誨師ヲ命ス月俸拾圓土浦支署詰　豐谷　讓城
依願茨城縣教誨師ヲ免ス下妻支署詰　神谷　墨默
茨城縣教誨師ヲ命ス月俸八圓監獄署詰　野田　勝賢
給六級俸　茨城縣監獄書記　後藤　重正
給八級俸　全看守長兼監獄書記　藤田　爲德
給九級俸　看守長　永井　衡敏
任茨城縣看守長給十級俸土浦支署詰　河村　精一
茨城縣教誨師ヲ免ス月俸拾圓下妻支署詰　勝水　專淨
依願茨城縣監獄書ヲ免ス（土浦支署詰）　小倉　秀夫

茨城縣監獄書ヲ命ス月俸拾貳圓土浦支署詰
任青森縣監獄書記兼看守長給九級俸　青森縣看守長　手塚　篤
監獄署第一課兼第二課勤務ヲ命ス　青森縣看守長兼監獄書記　手塚　篤
給八級俸　青森縣監獄書記兼看守長
高知縣監獄書ヲ命ス但月俸拾四圓給與　對馬　勇作
任監獄書記月俸八圓監獄署第三課勤務　京都府看守　野村　峻馬
全　七圓全　第一課全　雇　松野眞太郎
全　七圓全　第三課全　入江　武規
全　六圓全　第一課全　坂崎代次郎
全　七圓宮津支署在勤　加藤安五郎
任監獄書記月俸八圓監獄署第三課勤務　尾上　万助
全　七圓全　給江卯之太郎　六角　敦陳
依願免本官　京都府監獄書記　清水榮次郎
給六級俸　池田　安孝
給八級俸　看守長　八木房次郎
給九級俸　監獄書記　村上　謙造
給六級俸　全書記兼看守長　藤田　修一
全　監獄書記　大塚　杉三
全　看守長　鹽見喜太郎
全　坂井　捨吉
全　洲澤　豐輔
全　監獄書記　稻本　久俱
全　小林熊次郎
全　南部兵次郎
全　加藤　鋼
全　尾上　萬助
全　入江　武規
全　坂崎代次郎
全　加藤安五郎

任監獄書記月俸九圓監獄署第一課勤務全　雇　田中　惟一
全　八圓全　第三課　看守　末廣　榮藏
任看守長給十級俸監獄署第二課勤務　全　看守　久万芳太郎
非職ヲ命ス　全　監獄書記　八木房次郎
全書記兼看守長　村上　謙造
全　監獄書記兼看守長　藤田　修一
給九級俸　宮崎縣看守長　白土　種實
給十級俸　全　監獄書記　池田　才助
給月俸拾壹圓　全　仁禮　傳惠
給月俸拾圓　全　久瘍　重幸
依願免本官　全　濱田佐二郎
復職ヲ命ス　全　休職看守　弓削　定藏
全　和田安三郎
全　看守　長友眞次郎
全　松浦英太郎
滿十一年間勤續候ニ付年金貳拾六圓ヲ給與ス　全　和田安三郎
依願教誨師ヲ免ス　栃木縣教誨師　八雲　龍雲
依願監獄書ヲ免ス　栃木縣監獄書　本多竹四郎

○看守教習卒業

○岡山縣ニテノ看守卒業生左ノ如シ

看守　渡邊　徹也　全　中野　慶治　全　吉岡八十治
全　島村與平治　全　船岡　三治　全　西山恒太郎
全　光下萬太郎　全　板倉　信久　全　井上與一郎
全　中尾　衡平　全　青山　光三
○栃木縣ニテノ全上
看守　春山　源吉　全　高德誠一郎　全　藤岡半次郎
全　田村總太郎　全　荻野　弘　全　江連　屯
全　伊藤常太郎
○熊本縣ニテノ全上

看守　松井　英雄
○千葉縣ニテノ全上
優等看守　全　平田　富吉
全　海保角次郎
全　磯部　靜寬
全　赤海十太郎
全　齋藤源三郎
全　富田　松藏
全　看守　古山　留吉
全　山川　得意
全　松本　留吉
全　鳥海政兵衛
全　柳田　正保
全　伊藤幸三郎
全　江口　爲吉
全　山田文之助
全　和田安三郎
全　松永　紋藏
全　金坂　平吉
全　蒔田金三郎
全　佐藤　久治
全　內河平太郎
全　小久保啓太郎
全　大林　榮吉
全　井上六次郎
全　柳澤善次郎
全　越澤　豐吉
全　三橋　牛松
全　大石壽賀吉
全　鹿嶋　吉
全　久野義太郎

優等看守　和田常太郎
尾鴻　嘉吉
鎌田　安藏
川崎　芳郎
杉崎傳九郎
結城　義平
本庄三右衛門
田中赤五郎
小池　熊藏
大野　金治
小川道太郎
渡邊善太郎
大西　宣行
片岡富士藏
富田　久勝
鬼島萬太郎
大木勘次郎
上田申之助
戸村　松藏
上代宗三郎
關川幸次郎
鎌坂　靜藏
江口雄太郎
樋口勝太郎
井上　衡
宇田眞太郎
森尾留次郎
大久保庄助

○青森縣ニテノ仝上
看守　對馬壽太郎　仝　松島佐太郎　仝　三浦　眞雄
仝　石澤　楠一　仝　津輕隆一郎
○長野縣ニテノ仝上
看守　田中　源重　仝　山岸　忠次　仝　笹岡宇三郎
仝　澁谷　萬吉　仝　武藤　龍吉　仝　清水　辰二
仝　吉川總次郎　仝　中里　力太　仝　吉池舜三郎
仝　後藤由之助　仝　物集女戈三

寄書

◉計算表說明

此の刑期計算表は、假令ば、三月廿日に、刑期五ヶ月の刑を受けたりとするときは、其の當日、即、三月廿日より、一段下の段、即、四月十九日の處より、五段數へ下り、其の止りたる日、即、八月十七日出監、其の前一日八月十六日が滿期と成り、又、朱書（今假ニ六號活字ヲ用フ）は、翌年の一月を假出したるものにて、九月廿日に、五ヶ月の刑を受けたりとするときは、矢張り、其の次の段なる十月廿日より、四段數へ下れば、朱字（今ニ六號活字ヲ用フ）の處に至り、一月十八日となる、依りて、墨字の一月十八日の處より、又、一段下へ、數へ下れば、二月十七日が、（十月廿日の處より、算へ下りて）五段目の、出監日、其の一日前が、滿期となる、都合なり、以下準之、我、同僚の內に、此の表を見て、一月より十二月迄と、又、一月より、十二ヶ年分の月日を、不殘記し置き用ふる人ありしが、然るときは、下（今假ニ六號活字ヲ用フ）より、上（今假ニ六號活字ヲ用フ）へ繰替すの煩なく、最、便利なり、此の表に付意を要する事は、二月の日數廿九日あるときなり　（表別に揭ぐ）

◉人物精檢の一策　厚顏生

上不明なれば、猶生すと、予が此の語をなす其に謂あるなり、今や、監獄の改良と共に、看守其の適任者を得るに孜々として、殆、外塞の暇あらんとす、抑、法は人を得て之を存し、人を得て之を亡ぶ、人を得る者の名一にして、利害の相去ること千萬、苟も、之が操縱の局に當たる者、社會の經驗に、先輩の經驗に、自己の經驗に、微するに、他の改良進歩に隨伴して、人物の精檢ほ、遲々何ぞ奮ほざるの甚しきや、人ありて、說をなすものあり、監獄ほ、古來人の忌み嫌ふ所、因襲の久しき、未、其の毒素を脫する能ほざるの罪に坐すと、又、或ほ云ふ、官專うして、疎漏く、勞働顧甚なるため、之を樂んで厭ほざるほ、愚にあらされば、狂、狂にあらざれば癡、人を得る、又、亦、難からずやと、論者の語ほ、失意不平の徒が、一時の快談壯語として、容易に排すべからずと雖とも予を以て、之を觀れば、必ずや、又、他に依りて起こる所の原因なくんばあるべからざるなり、看守採用規則のあるありて、漸、其の門戶の守備を嚴にし、敢漫に入るを許さずと雖とも、唯、此の一事のみを以て、甘心する能ほざるなり、若、假に、數歩を讓りて、看守其の者の資格をして、業難きの徒、且、又、亂離の社會に立ちて、公道を張る の士をして、力を量りて、之に、任じ、才を度りて、之に處せしめて、白晝の廳陽に畏敬承順の意を表し、陰に信用を釣り、漫に、命を聞きて、奔走する者ほ、却りて登用せられ、義を好んで、道を行ふ、直言骨鯁の士ほ

刑期計算表

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月
一日	卅一日	二日	一日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日		
二日	一日	三日	二日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日		
三日	二日	四日	三日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日		
四日	三日	五日	四日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日		
五日	四日	六日	五日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日		
六日	五日	七日	六日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日		
七日	六日	八日	七日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日		
八日	七日	九日	八日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日		
九日	八日	十日	九日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日		
十日	九日	十一日	十日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日		
十一日	十日	十二日	十一日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日		
十二日	十一日	十三日	十二日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日		
十三日	十二日	十四日	十三日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日		
十四日	十三日	十五日	十四日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日		
十五日	十四日	十六日	十五日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日		
十六日	十五日	十七日	十六日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日		
十七日	十六日	十八日	十七日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日		
十八日	十七日	十九日	十八日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日		
十九日	十八日	二十日	十九日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日		
二十日	十九日	廿一日	二十日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日		
廿一日	二十日	廿二日	廿一日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日		
廿二日	廿一日	廿三日	廿二日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日		
廿三日	廿二日	廿四日	廿三日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日		
廿四日	廿三日	廿五日	廿四日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日		
廿五日	廿四日	廿六日	廿五日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日		
廿六日	廿五日	廿七日	廿六日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日		
廿七日	廿六日	廿八日	廿七日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日		
廿八日	廿七日	廿九日	廿八日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日		
廿九日	廿八日	三十日	廿九日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日		
三十日	廿九日	卅一日	三十日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日		
卅一日	三十日		卅一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日		

日に疎せられ、欺罔を妬さし、明珠混棄、途に有爲の士なして、學ぶ所は用ふる所にあらず、用ふる所は、學ぶ所にあらざるの歎を發せしむるに至る、苟、斯くの如くにして、患真の人物を猜験せんと欲するは、到底望むべからざる所にして、恰も、肉を以て、蟻を去り、魚を以て、蠅を駈るが一般なり、予故に曰く、萬卒を得るに我々たらんよりは、寧、一將、乃、看守長以上の真司獄官の適任者を得るに、匪嚮考覈練思せられたらんには、此の一種奪ふべからざるの宿弊を洗滌するみさ、易々たらんのみ、然らば、一擧兩得、其の適任者を、看守以下に得るも、期して待つべきなり、されど、豈、今日の最大急務ならずや、予の文淺劣笑ふべしと雖とも、其の勢、誠に急にして、其の情、誠に悲しむべきものあればなり、識らす大方の士、予が說を是認するか否か、

◉再び人物精驗の一策　厚顏生

余、今、大聲疾呼して、頑夢を攪破せんと欲する所以のものは、他事にあらず、今日の看守は、往時の抱關擊柝にあらざるなり、然らば、躬自重じて、其の職責を盡さゞるべからざるなり、然るに、進取的の方針、其の改良の促進を努め、外は、燦爛たる光輝を現するも、内は慘憺たる悲境の、其の間に藏するあるを痛歎するのみ、予は、寧、十尺の改良を、外部に表明せんよりは、一尺の改良を、内部に興起するの勝れるに如かざるを信ずればなり、暗を放ちて、一般看守其の者の人物如何を、考一考せられよ、彼は思半に過ぐるものあらん、今や、看守採用規則のあるあり、且、又、看守教習所の設けあらさるなしと雖とも、比較的に、改良看守を任用しつゝあるは、これ、予の疑ふ所以にして、又、大聲疾呼する所以なり、嗚呼、何ぞ、夫、人物を得るに難きや、否、難きにあらす、人物を得るに望なきなり、否、望なきにあらす、之を望むに難れればなり、請ふ、卿、之を辨ぜん、嵯峨たる峻岳、我、其の之を攀づるの術を知る、汪洋たる波濤、我、其の之を涉るの道を知る、獨、彼の險惡攀づべからず、渺茫涉るべからざる情實的てふ弊害に至りては、人意に能くせざる、豈、山徙鴨水の比のみならんや、論じて爰に至らば、杜鵑堤を呼んで、雲千疇、人を避くるの士に從はんよりは、寧、世を避くるの士に從ふの勝れるに、如かざるの欲を發せしむるに至る、豈、慨歎に堪ふべけんや、今、監獄全般の情弊、悉、斯くの如しと云ふにあらずと雖とも、廣く之を、其の道の人に訊ひ、躬自、或は、西に、或は東に、或は北に、或は南に、實驗をる所に徵するに、上級或は緊用の位置に立つものは、年功にあらされば、〇〇の作用にあらさるはなし、豈、又、慨歎に堪ふべけんや、故を以て、偶、有爲の士は、琴を抱きて泣き、笑ひて其の止まる所のものは、竿を以て、任ふるものにして、才能の如何を問はざるなり、故を以て、不充分ながらも、漸にして、教習科程を了すると共に、筆硯書册は、措きて顧みず、其の志望、漸、退縮して、漸色なきのみならず、染濕遂に能事終はれりとなすに至る、否、能事終はれりとなすにあらす、之を擧ぶも、用ひて試むるに遑なければなり、嗚呼、又、何ぞ惑へるの甚しき、然りと雖とも、予を以て、之を見るときは、斯くの如きは、惑者其の者の罪にあらす、監督者の保育、其の宜しきを得ざればなり、予、又、故に曰く、明鏡以て正邪を分ち、快刀以て情定的てふ、紛麻を斷ち、務めて、人才登用の道を明かにするは、監獄の利權を、巧に應用するものなりと、牛角の歌は、辨鄙くして、堂下の語は、記傳に載せずと、知らず、厚顏生が語、貴重の新誌を汚すと雖とも、或は、涓滴の以て、益するあるを信ずればなり、豈、他あらんや

◉監獄道人君に反省を求む

在川越　雲突生

嗚呼、忌ほしき言を聞くものかな、治獄改良の今日に於て、監獄道人とは、如何なる人の變名にして、如何なる署に在勤せられ、如何なる職を奉ぜらるゝ人が知らされ共、御自稱せらるゝ所より、推測するも、斯道に因みある所の御方ならんと思考す、左なくば、數々鐵窓へ、繋留せらるゝ壯士輩の者が、假に此の如き名稱を付せられしならんか、そは、暫く措き、道人君は、本誌第八拾五號に於て、文書飄颺、能辨喋々、健筆を以て、獄裡の店卸しをせられたり、然りと雖とも、遺憾には、何れの監獄にして、如何なる上官と、明示せられざるを以て、（否、明示するも、亦能はざるべし）是を知るに由なしと雖とも、吾人は、今日、聖代の監獄にして、斯の如き怪獄ありとは、實に夢想にだも知らざる所なり、道人君よ、兄は、或は不平的の人物にして、常に、己れの意の如くならざるを以て、無根の說を捏造して、滿腔の不平を晴らさんと欲する人物にはあらさるかと疑ふ、果して然りとせば、實に、卑怯未練の人物と云はさるを得ず、若、又、假に、是等の事實ありとせば、女兒的の讒言を以てせず、男子らしく、隱さず、包まず、同僚に向ひては、忠告し、上官に對しては、直諫す可し、忠告直諫、若、容れられずんば、潔く去り、輿論に訴ふるとも、要路の人に訴ふるともして、斯る怪獄の惡弊を絶たんとせざるか、兄知らずや、三たび諫めて用ひられざるときは、臣死すべしてふ古語あるを、而してふそ、忠直なる硬骨男子として、手を揚げて貰すべけれ、徒に、女兒的の行爲を以て、不平を晴らさんと欲するにおては、實に、卑屈とや云はん、卑怯とや云はん、道人君よ、夫、反省して可ならん

◉監獄は最終の教育所　綠川萬次

余は、今、監獄を目して、最終の教育所なりと謂はゞ、世人は、其の稱呼の奇妙なるに驚くなる可し、然れとも、余は、其の驚くものは、何に據りて、驚くかを、却りて驚かざるを得ざるなり、乞ふ、餘に、之を論ぜん、凡、如何なる人と雖とも、よし學校教育は、之を受けざるも、家族の教育を受けざるものは、殆んあらざる可し、然り而して、教育は、其の學校たると、家庭たるとに論なく、其の目的とする所は、單に、是非善惡の差別を知らしむるに止まる者に非ずして、又、兼て其の實行を期するにありて存するものなり、然れとも、人々其の天賦の性質、乃、遺傳學の所謂遺傳性なるものは、各、相齊しきものにあらざるが故に、其の第一の目的は、容易に、之を達するとを得可きも、第二の目的に至りては、殆ん、全く貰くことを得ざるものある可し、蓋、教育の目的は、知行の二ツにありと雖とも、其の之を知行せしむるの力に至りては、極めて、軟弱なるものなればなり、是に於てか、監獄、乃、余が所謂最終の教育所に設くるの必要を生ずるなり、然れとも、此の教育所は、是非善惡の差別を知らしむるな、目的とする者にあらずして、既に、知りて犯法破德せしものゝ、既往の行爲を罰するを同時に、將來を戒むるにあるものなり、換言すれば、教育が、軟弱の力を以て、最、熱心に期したる所の、法と德とに違ひたるものゝ、過去を、强責嚴懲し、以後の改心遷善を期するにあるものなり、之を要するに、彼此覺嚴の差ありと雖とも、歸する所は、善眞の人たらしめんと欲するに至りては、共に、同一なりとす、乃、知る、彼は、興味の教育に屬し、此は、苦味の教育に屬するを、論者或ほ謂はん、監獄を以て、最終の教育所なりと言ふは、教育なる語が、有する所の意義に適はざる、皮相の論なりと、然り、教育とは、英語の所謂イデカケーションにして、引き出し導くの意義なるがとは、余

も、亦、之を知れり、然れとも、之を以て、監獄は、知りて惡に勝つ能はざるの卑劣の善心を、引き出し、且、正道に導くな、目的とするものに、非ずと謂ふとを、得ざる可し、畢竟するに、彼は、東よりし、此は南よりするが故に、一は、太平洋を航し、一は太西洋を渡らざる可からざるも、其の相遇ふ所は、共に同一の築港たるに同じきなり、識者以て如何となす

◉自惰樂童子の佛像撤去につき一言

在大分縣　監獄協會員某

自惰樂童子の、佛像撤去と云ふに對し、一言せん、抑、佛畫像を掲げたりとて、決して、忠信にあらず、國民的道德にあらずと云ふは、大に其の言を誤れり、釋迦は、道德の先祖なり、孔子之に繼ぐ、釋迦孔子、みな道德を說く、少しく其の構造を變したるのみ、釋迦の說く所は、現世にあつては、君には忠、親には孝、夫婦、兄弟、朋友と、其の說く所、みな道德にあらざるはなし、未來にあつては、極樂に往生するとを願ふべしと、極樂を願ふとは、現世に於て、惡業を爲さずと云ふ誓ひを立てればならぬとのことにて、其の法文は、現今行はるゝ所の法律と更に異るとなし、曰く、殺生、偷盜、邪淫、譎言、詭言、之を五戒として、法律のいろはなり、夫、殺生とは、人類は固より、生きとし生ける動物を云ふ、乃、生命刑なり、偷盜とは、竊盜にして、釋迦は、心に快からざるものは、心に之を欲するも、嚴禁せり、邪淫は、姦淫罪なり、譎言詭言は、詐欺誣告等なり、釋迦の法文を揭顯せは、八萬卷の多きに及び、到底余の命數の及ぶ所にあらず、釋尊三千年の昔に於て、現今行はるゝ所の法律を、監察する、其の識見、實に恐れて恐れざるべけんや、余常に、教誨室の傍に立ちて、如是我聞、爲した古は仕方がない、誤りては、改むるに憚るとなかれ、后後改心して、善眞の人となるべきとを說き、今世に於て心に快からざるとは、一切爲す可からず、然れば、未來は、極樂に往生する辨へは、現世に於て善き種を蒔けば、善き種が生す、則、因緣因果の道德なりと說き、又、極樂を願ふは、決して、驚事にはあらざるなり、眞心に、魂魄の行先を決定するものにして、邪道に迷はす、安心を來むるものなりと說けり、復、自惰樂童子は曰く、無宗教觀する勿れと、宗教あるも、以て宗教の本旨に背くもの、何の益かあらん、何の宗教にもせよ、惡業を爲せと云ふ宗教を聞かす、自惰樂童子は曰く、愚翁愚編の所作にして、血氣旺盛なるものは、之を屠しとせずと、愚翁愚編にあらされば、宗教なきか、又、死を期せざるか、自惰樂童子よ、能く釋迦の說法を守れ、君も樂なるが好きのやうにある、自惰樂童子を改めて、極樂童子と稱し、佛道に入門しては如何、淨土の暮し向は、命は無量壽にして、百味の飲食、見るもの、聞くもの、樂しからざるなしと云ふ、幸に現世と、未來との利益を說ける佛畫を揭げて、禦拜せられてはと如何

◉蟻穴は千丈の堤

南都三笠山麓　如水軒

鷄鳴三聲東天紅と報すれとも、金烏、未、地平線下に宿る、陋月清々、四際寂として聲なく、宇宙漠暗、誰れか知らん、是時に方たりて、天下無數の自鷺、將に塒を辨すべき時季の至らんとは、奚帝暴威を逞うし、櫟々たる禪晏、人に迫る、寃を龍王に起訴して、救護を風伯に委し、對審其の神明無私なる判決あらんとを希望するてふ、今日此の頃の、三伏の日、彼の春日玲瓏、光華赫閃、萬花に映じて錦繡に似たり、紅葩の輝類、玉に似たり、白菜の婉麗、清風一たび至れば、落花霏々として、暗香四方に起りて、衣裙を襲ふ、春光の濃かなる、酒に似て花故さらに、人を醉ほ

しめ、夜色の澄めるほ、清水に彷彿として、日に來りて塵慮を一洗す、景況の幽靜なる、以て鬱腔の鬱を散すべく、以て浩然の氣を養ふべしてふ、花下の日時に、夕陽西山に落ち、東峰明月を吐く、一幕を貫し、以て晩涼を迎へんとす、清風時に來りて、波光斂艷たり、披襟爽然壯康を呼び、太白を洗ひ、獻酬酢を叨き、徐に嘯き、棹を投じ、月に向ひて、行く所を纔にすてふ、忽炎夏日の舟遊、屈指去り、數へ來れば、四季の光景、豈、一にして期すべけんや、噫、朝に星を戴きて出で、夕に月を陷みて歸る、司獄勤務は、終に此の如きを免れ能はざる可き歟、地を盡して獄となす、民、仍、これを長る、民なして、依らしむ可し、知らしむ可からすてふ專制主義を以て、爲政の要訣となし、慘憺苛酷は、刑罰の要素、慘酷は刑獄本然の生質なり、肉眼の觸るゝ所、慘、又、慘、夏日、尚、肌に粟して、寒慄たりし未開時世は措き、苟、改過遷善、正理公道の要求する所、刑罰起生の因由なりとせば、刑罰執行の局に當るの士、居常新鋭、氣力の要用、且、保たざるを得ざるならば、先、本に歸り、即、可成的多く、休養の時日を與ふるの覺悟なかる可からず、其の覺悟や、義務配置の適否、是なり、勤務法の適否上、豈、徒に刑は刑なきを期すてふ、張弛に、至大の消息を及ぼすのみならず、其の經濟上に、影響するも僅小ならざるなり、多衆必すしも、戒護の振事を保するにあらず、寡數、敢、深憂するに足らず、之を節し、彼、必要の吏員をして、有効適切、且、其の器量を專注せしむるを要するにあり、入りては新鋭活潑の氣力休養の時日あり、出ては、社會文明の趨勢に後れず、刑獄是より談す可く、會、人生司獄官吏となること勿れてふことは、絕叫、已むを得ざるに出づる無かる可し、

◉治獄改良上悲しむべき現象

在東京　鐵心狂士

余輩は、監獄協會雜誌第八拾三號の誌上に於て、看守採用法を、濫りにするの弊害を論ずると題し、當局者が、看守採用法を、濫りにするの結果よりして、不適當無責任なる戒護者を採用し、爲めに、監獄部内の戒嚴を失墜し、治獄改良上、痛嘆すべき出來事を、演出せしむるが如きことなきかを、杞憂漢言したりき、曰く

（前畧）今や、監獄改良と云へる最緊急務なる大事業な、完全ならしむるの前途、未、斯の如き不適當なる看守をして、これが機關に當らしむるか如きは、實に、策の得たるものに非ず、否、治獄改良の前途、誠に悲しむべきの現象なり、而して、斯の如きは、猶、忍ぶべし、然れども、監獄の威嚴を失墜するのみならず、併せて、監獄の規律を破り、之が全体に、一大汚點を與ふるが如き破嚴恥漢の、續々輩出するあるに至りては、默忍せんと欲して、默忍する能はざるなり、看よ、某監獄にて、某戒護者は、未決囚より、賄賂を受けて、被告人より、之が關係者へ宛てたる信書を、媒介し、或は、僅少なる黃白に目眩して、證據の湮滅を謀り、太甚しきは、兇惡無賴の囚徒や、甘言に籠絡せられて、戒護官吏の職分を忘却し、不正邪曲の極、遂に彼囚徒に、破監越獄の機會を與へ、若しくは、鋸刀物等を差入れて、逃走の幇助を爲すが如き、人獸的看守が、苟も、社會規律の集點たる、監獄部内より、罷出せしむるの事實あるに至りては、實に、國家の爲めに、血涙の滔々たるを覺にざるなり、之を要するに、監獄部内、斯の如き、悲しむべき事實を、現出するに至りしは、畢竟、監督者の不注意に基因するものたるは、言を俟たずと雖ども、之が、唯一の原因にあらず、看守採用法を、濫りにするの結果より、醸生し來りたるものに非ずして、何ぞや云々

而して今や、果然、不幸にも、余輩が杞憂讒言は、眞事實となりて、現出し來らんとする傾なきにあらず、試に思へ、自尊倨傲の上官より、何が故に、看守に三倍、四倍する俸給を取受せらるゝや、自己が、監督統御の足下より、不法邪曲の破廉耻漢、人獸的看守が輩出するを見て、恬然長心に馳ちざるなきや、今日の監獄は、唯々年功者たり、實際家たりと云ふ、一事を以て、治獄改良の牛耳を執ること能はざるなり、少しは、相當の學識材幹を有して、部下を監督統御せざるべからず、若、然らずして、井坐蛙天的志想を脫却せず、部下を視ること、奴僕の如く、自尊倨傲、不明庸劣、毫も自己が失体を知らず、揚々得々、徒に上官風を吹かして、部下が監督統御を爲さんか、此れが結果、遂に前述悲しむべき現象を演出し、監獄全体の威嚴を失墜し、併せて、治獄の体面に、一大汚點を與ふるに至らん、畢竟するに、看守の良否は、上官其の者の明不明に因し、治獄改善の基礎は、適當なる看守を得ると得ざるとに在つて存するものなれば、余輩は、治獄改善の第一着に、看守以下を監督統御する看守長、其の者の撰擇をこそ、熱望に堪へざるなれ

余輩は、協會雜誌第八十二號に、京極道人君が、「鼻汁垂れも、次第送りの弊は、速に矯正すべし」と題し、上官其の者の不明庸劣なるを排斥し、之に換ふるに、學識經驗兼備の、人材を擢拔し、我が監獄の改良を期せざるべからずと云へる玉稿を、一讀し、大に余輩と所感を同じうするを喜びたりき、而して、又、同雜誌第八十五號に於て、監獄道人君が、杞憂敏件と題し、實際目擊經驗せる事實に就いて、某監獄部内の現況を縷述し、上官其の者が、愛憎偏顚、不明傲倨の極、眞戒護官吏は、辭職勇退し、男子的氣慨を有し、高尚の襟懷を保持せる眞看守と雖ども、氣に喰はざれば、免職せしめ、自己が、賞與は、稼々凡庸の輩と雖ども、濫りに、昇任褒賞せしむるの失點非行を、慷慨痛論せる熱血文を看讀したりき、余輩は、我が監獄社會に、眞實斯の如き上官あるを識認せず、否、監獄道人の云ふ所、針小棒大的に失するか、否かを詳悉せず、然りと雖ども、上官の撰擇は目下の急務にして、苟も、監獄改良の實効を奏せんと欲せば、宜しく、鼻汁垂的の上官を芟除し去り、之に換ふるに、才學兼備、加ふに斯道に經驗ある熱心家を、擢拔せざるべからず、上官にして、其の當を得んか、治獄改良の基礎たる眞看守を得ること、容易なるべきのみ、又、何ぞ、眞戒護者の缺乏を告げんや

◉感化院設立は我國今日の最大急務なるを論ず

在宇都宮　孤立居士

西哲曰はく、罪惡の豫防は、其の治療よりも容易なりと、格言と云ふべし、余は、此の格言を腦裏に彫刻せり、其の膚裏の彫刻、遂に、余をして、吾人の厭ふべき罪惡の萌芽を、未發に豫防する、完全なる方法に歎くる所あるを、痛歎せしめたり

政府は、維新の初めに當りて、銳意にも、熱心にも、罪惡の治療法をも言ふべき刑律の編成に着手し、其の三年に及びて、新律綱領てふものを發布せられ、茲に始めて、彼の秘府に藏め、公行せざる德川律の害を一掃し、或は、列藩諸侯、各、刑罰を專行したるの弊を一洗したり、爾來數年ならずして、再、改定律例と變じ、尋いで、現行刑法刑事訴訟法の發布に逢ふ、當時、彼我此の刑律の完良なるを贊歎措かざりしが、人文の進化、漸々として輳まざる今日に至りては、現行法律も以て、完全な

らすとなし、既に已に之が改正の草按を起稿せられたりと聞く。嗚呼、我が政府が、斯くも、熱血を濺ぎて、無疵完璧なる刑律の編成を期せらるるは、洵に、邦家の爲めに、慶賀すべきのことなりと雖も、之に反して、他方に向ひて、罪惡を未發に豫防するの畫策を講ずすして、冷々淡々、對岸の火災視するが如きは、余は其の主旨の那邊にありて、存するかを解するに苦む。之が疑團を氷解する克はざると、同時に、蜻蜓洲裏、幾多慈善の士も、亦、此の事に力を致すなく、黙々に附し去るが如きは、我が國人の性として、德義に富めり、德義々々、實に、我が國は、德義を以て、据り固めたる國にして、翹載間、其の比あるを見ず、見よ、朝鮮を猛獅檻裏より、敎ほんとして、義軍を起したるを、世界の歷史、三新光彩を添ふるの遠な印せしにあらずや、已に、德義に於て、萬國に比類なし、況、文明國教育法の、醇を採り、粋を鳩め、勉めて、薫陶に餘念なし、豈に、殊に罪惡の豫防を設くるの必要あらんやと、是迂にあらずして何ぞや、此の類の徒は、其の眞想を穿つの明なく、徒に、皮想にのみ着目するの徒なり、論者は、知らずや、我國は、瀛圓球上、罪囚の多數に於て、最高位を占有せる國なるとを、又、知らずや、近時罪囚の增加は、年一年に、其の甚しきを、內務省統計表の指示する所に據れば明治廿一年より、同廿七年迄に、貳萬有餘人の增加を見るに至れりと、監獄協會雜誌、第八十三號に載する所によれば、明治廿七年に於ける囚人の員數は實に、八万千十五人に及べり、試みに、統計上、歐洲諸國に於ける罪囚の員數と、比較するに、我の彼に超越するも、殆ど、五万の多きに及べり、我國、何ぞ罪囚の多數なる、其の根源する所、何に因りて然るか、果して、消極論者の、唱道するが如く、單に教育の不完全なるに因する乎、想ふに、我國教育の程度ほ、高遠にして、敢て、間然する所なく、之を彼の歐米諸國に譲らざるを以て見れば、單に教育の如何にのみ淵源すと云ふを得ず、然らば、國民の道義感情の如何に、基づくべきか、道義感情に富饒せるほ、我國人の特性として、世界に卓立せるに徵すれば、是、亦、根源たりと言ふを得ず、已に、教育に於て、缺くる所なく、道義に於て、世界に卓立するにも拘らず、特、厭ふべき罪囚の、多數なるは、何ぞや、余は、斷じて、言はんとす、罪惡を未發に、豫防する、完全なる方法に於て、缺くる所ある是なりと、罪惡を未發に豫防する、完全なる方法とは何ぞや、曰ほく、感化院の設立是なり、彼の文明を以て誇れる、歐洲諸國にては、概、皆、慈善家の協力に據りて罪惡の豫防法たる、感化院を設立せられ、政府も、亦、直接に間接に、之が補助を與へて以て、其の目的の完からんとを期せり、蓋、不良少年を導きて、將來犯罪に陷らんとするの徒を、感化遷善せしむるの所たり更に、之を反言すれば、父兄の教誡に戻り、師長の教訓に背き、放蕩無頼、粗暴過激なるもの、或は、知識不完全の爲め、罪を犯すも、罪とし論ぜざるもの、或は囚人の身となり、刑期滿つるも、親戚故舊の受取人なきの徒に對し、悔悟遷善の道を誘じ、工に、農に、各、擇ぶ所に從ひて、役業を授け、將來生計を營み得べきの制を設くるに外ならず、此の院の創立ありてより、英佛獨等の諸國に於ては、罪囚の減少を見ると、歲々千有餘人に達すと云ふ、是、識に感化院設立の効、果して、彼の不良少年を、矯正感化し、犯罪を未發に防禦せるの跡、歷々徵すべし、嚴に、米國「ニウヨーク」感化院は、創立以來七十一年間に、無慮七万餘人の不良少年を感化せし結果を報告し、近時獨乙感化院が、入院者百人に對し、六十七人を感化せし結果を報告せり、亦、以て、感化院が、如何に

らすとなし、既に已に之が改正の草按を起稿せられたりと聞く。嗚呼、我が政府が、斯くも、熱血を濺ぎて、無疵完璧なる刑律の編成を期せらるるは、洵に、邦家の爲めに、慶賀すべきのことなりと雖も、之に反して、他方に向ひて、罪惡を未發に豫防するの畫策を講ずすして、冷々淡々、對岸の火災視するが如きは、余は其の主旨の那邊にありて、存するかを解するに苦む。之が疑團を氷解する克はざると、同時に、蜻蜓洲裏、幾多慈善の士も、亦、此の事に力を致すなく、黙々に附し去るが如きは、我が國人の性として、德義に富めり、德義々々、實に、我が國は、德義を以て、据り固めたる國にして、翹載間、其の比あるを見ず、見よ、朝鮮を猛獅檻裏より、敎ほんとして、義軍を起したるを、世界の歷史、三新光彩を添ふるの遠な印せしにあらずや、已に、德義に於て、萬國に比類なし、況、文明國教育法の、醇を採り、粋を鳩め、勉めて、薫陶に餘念なし、豈に、殊に罪惡の豫防を設くるの必要あらんやと、是迂にあらずして何ぞや、此の類の徒は、其の眞想を穿つの明なく、徒に、皮想にのみ着目するの徒なり、論者は、知らずや、我國は、瀛圓球上、罪囚の多數に於て、最高位を占有せる國なるとを、又、知らずや、近時罪囚の增加は、年一年に、其の甚しきを、內務省統計表の指示する所に據れば明治廿一年より、同廿七年迄に、貳萬有餘人の增加を見るに至れりと、監獄協會雜誌、第八十三號に載する所によれば、明治廿七年に於ける囚人の員數は實に、八万千十五人に及べり、試みに、統計上、歐洲諸國に於ける罪囚の員數と、比較するに、我の彼に超越するも、殆ど、五万の多きに及べり、我國、何ぞ罪囚の多數なる、其の根源する所、何に因りて然るか、果して、消極論者の、唱道するが如く、單に教育の不完全なるに因する乎、想ふに、我國教育の程度ほ、高遠にして、敢て、間然する所なく、之を彼の歐米諸國に譲らざるを以て見れば、單に教育の如何にのみ淵源すと云ふを得ず、然らば、國民の道義感情の如何に、基づくべきか、道義感情に富饒せるほ、我國人の特性として、世界に卓立せるに徵すれば、是、亦、根源たりと言ふを得ず、已に、教育に於て、缺くる所なく、道義に於て、世界に卓立するにも拘らず、特、厭ふべき罪囚の、多數なるは、何ぞや、余は、斷じて、言はんとす、罪惡を未發に、豫防する、完全なる方法に於て、缺くる所ある是なりと、罪惡を未發に豫防する、完全なる方法とは何ぞや、曰ほく、感化院の設立是なり、彼の文明を以て誇れる、歐洲諸國にては、概、皆、慈善家の協力に據りて罪惡の豫防法たる、感化院を設立せられ、政府も、亦、直接に間接に、之が補助を與へて以て、其の目的の完からんとを期せり、蓋、不良少年を導きて、將來犯罪に陷らんとするの徒を、感化遷善せしむるの所たり更に、之を反言すれば、父兄の教誡に戻り、師長の教訓に背き、放蕩無頼、粗暴過激なるもの、或は、知識不完全の爲め、罪を犯すも、罪とし論ぜざるもの、或は囚人の身となり、刑期滿つるも、親戚故舊の受取人なきの徒に對し、悔悟遷善の道を誘じ、工に、農に、各、擇ぶ所に從ひて、役業を授け、將來生計を營み得べきの制を設くるに外ならず、此の院の創立ありてより、英佛獨等の諸國に於ては、罪囚の減少を見ると、歲々千有餘人に達すと云ふ、是、識に感化院設立の効、果して、彼の不良少年を、矯正感化し、犯罪を未發に防禦せるの跡、歷々徵すべし、嚴に、米國「ニウヨーク」感化院は、創立以來七十一年間に、無慮七万餘人の不良少年を感化せし結果を報告し、近時獨乙感化院が、入院者百人に對し、六十七人を感化せし結果を報告せり、亦、以て、感化院が、如何に

其の効果の偉大なるかを証すべきなり、獨乙に於て、初めて、官立感化院の設立ありてより已來、各國踵を接して、官立に、或は私立に、設立する所ありたり、方今に至りては、各國到る處、之が設立を見ざるなきに至れり、聽りて之を我國に見よ、此の院の設立なきにしもあらずといへども、之を全國の上より謂へば、稀數なりと云ふべし、試に、各國感化院の數を擧ぐれば、概ね、左の如し

日本　凡十　獨乙　百有餘　英國　貳百餘　佛國　八十餘
米國　二百五十餘　白耳義　瑞典　諾威　瑞西　各二十有餘

惟ふに、彼の惡徒を驅つて、遷善の道を講じ、富を增し、兵を強くし、日月と并びなき、我帝國の光輝をして、赫奕たらしめんと欲せば、須く幾多の感化院を設立し、罪惡を、未發に豫防するほ、目下の最大急務なりと信ず、之を、是なさずして、徒に、罪囚の增加をのみ痛歎するほ、恰、堤防を修めずして、水害を患ふると一般、將、何の効かあらん、嗚呼、今にして、罪惡の防腐劑を投じ、彼の不良少年を、抑壓するの策を立てずんば、氾濫の害、蓋、知るべきのみ、彼等が、猖獗なる惡念の增長跋扈ほ、言ふも更なり、一轉して、竊盜となり、再轉して、强盜となり、或ほ、又、詐欺騙術を以て、世人を惑すの兇漢と化すべきほ、火を見るよりも、猶、明なり、歎ずべきの至りならずや

東京感化院長高瀨氏等、亦、余と說を同しうし、國家將來の患害、測り知るべからざるを察し、熱心に感化院の設立を企圖しつゝありと雖も、社會の潮流ほ、洞々として、支流に向ひて注ぎ、曾、感化事業の、勃興を贊助するの聲を聽かず、日出男兒、豈、罪囚の多からんを望まんや、又、誰れか、罪惡豫防の必要を感ぜざるものあらんや、今や、我皇國の威武、宇內を壓し、條約の改正、將に終結を告げんとし、大に膨脹し

寄書

在仙臺　慷慨生

今回、下痢症患者、多く發生するに、特に、監獄署內に多きを見るほ、抑、何等の原因ぞや、右の問題ほ、是、皆、醫學上に屬するものにして、吾人の如き、醫學の何物たるを知らざるのみならず、監獄界に、身を投ずるの日、尚、淺く、經驗に乏しきものにあつては、何等の妙案奇說あるにあらざるほ、論を俟たざるなりと雖とも、吾人今日、職を監獄に奉ずるもの、此の非常の場合に際會し、一言の卑見を陳ぜずして、可ならんや、夫、今回の下痢症たる、始め、食欲を減殺し、頑腹部に、疼痛を來し、漸次全く食欲なきに至りて、下痢、及、吐瀉等を爲す、其の狀體各人、皆、一樣なり、突然、一の傳染性流行症の如しと雖とも、之、醫學上の問題にして、吾人素人の外觀的觀察を以て、之を論究するほ、少しく酷なりとの謗を免る能はず、吾人か、斷じて、傳染性のものにあらざるほ、蓋、十目の認むる所なりと云ほんのみ、然らば、其の源因の歸著する所、那邊に存するか、曰ほく、時候に原因するものなりと雖とも、尚、一の原因なきにあらず、何ぞや、曰ほく食物その、又、一

つゝありと雖も、內に罪囚の增加を見るほ、大に殖產興業の進歩を、阻害するのみならず、國家の汚辱、之より大なるほなし、世の仁人諸公、幸に本旨の存する所を諒し、資を投じ、財を離し、本論を翼贊せらるゝ所ありて、此の院を設立し、政府も、亦、直接に、間接に、之が補助を與ふべきのみならず、進んでは、官立感化院を設け、退きては、此の院の設立を誘導し、官民擧つて、此の事を奮勵せらるゝあらば、感化遷善の實、茲に舉りて、內には、富國の實を全うし、外には、我國威を膨脹するを得、國利の伸張、國民の幸福、蓋、偉大なるものあらん

◉監獄衛生を望む

今回、下痢症患者、多く發生するに、特に、監獄署內に多きを見るほ、抑、何等の原因ぞや、右の問題ほ、是、皆、醫學上に屬するものにして、吾人の如き、醫學の何物たるを知らざるのみならず、監獄界に、身を投ずるの日、尚、淺く、經驗に乏しきものにあつては、何等の妙案奇說あるにあらざるほ、論を俟たざるなりと雖とも、吾人今日、職を監獄に奉ずるもの、此の非常の場合に際會し、一言の卑見を陳ぜずして、可ならんや、夫、今回の下痢症たる、始め、食欲を減殺し、頑腹部に、疼痛を來し、漸次全く食欲なきに至りて、下痢、及、吐瀉等を爲す、其の狀體各人、皆、一樣なり、突然、一の傳染性流行症の如しと雖とも、之、醫學上の問題にして、吾人素人の外觀的觀察を以て、之を論究するほ、少しく酷なりとの謗を免る能はず、吾人か、斷じて、傳染性のものにあらざるほ、蓋、十目の認むる所なりと云ほんのみ、然らば、其の源因の歸著する所、那邊に存するか、曰ほく、時候に原因するものなりと雖とも、尚、一の原因なきにあらず、何ぞや、曰ほく食物その、又、一

の原因となりしにあらざるなきかの感なきを得ず、何を以て、之れを云ふか、曰はく、市中には、比較的、該症の多發あるを、未、聞かざるなり、然らば、時候不順に際し、不消化物を食せしに原因したるに外ならざるや、灼然として、明なり、今、茲に、日常重に給與する所の、不消化物を擧ぐれば

一千大根　一緋　一昆　布　一　大　豆

以上は、其の尤、不消化物中の重なるものにして、目下惡疫流行せんとする季節に際し、此の如き食物を、給與するは、少しく、其の當を得たるものにあらざるかの感なき能はず、故に、暑中は、可成的消化物を撰みて、之を給與するを可とす、而して、斯く消化物を撰み給せんには、漸次該症の發症を防遏し、又、既發をして、其の治療を速ならしむるに至らんか故に、經費の都合上、故障なきにあらざるべしと雖ども、可成的、暑中は、消化物を撰むは勿論なり、夫、用度主任たるもの、少しく、考察を費やさずして、可ならんや

次に、診察の點に付、聊、所感を陳べんとす、抑、診察其のものは、醫師の職に屬するを以て、吾人の能く外觀的觀察の及ぶべきにあらずと雖ども、單に皮想上より、之を云はしめば、或は、醫師の手不足なるの故か、自然診察をして、簡略に付するの嫌なきにあらざるか、果して卓見の如くならしめば、一時傍醫を採用してなり、診察を精密ならしむるを要す、此等は、宜制を以て、規程するあり、其の定員外なるを如何せんと云ふ、論者なきにしもあらざるべしと雖ども、是はこれ、常時の外、今回の如き、一兩日中に、百有餘名の、休役患者を見るは、これ已に、常時を去りて、非常の時に至りしなり、夫然り、非常のときに、非常の方法を講ずるは、これ理の當然のみ、何ぞ、他を顧みるの遑あらんや、宜しく、醫師をして、手不足の感なからしめ、徹頭徹尾、診察をして、精密周到ならしめ、而して、輕重患者をして、休否其の權衡を保たしめざるべからず、如何となれば、一朝診察の精密ならずとの感を懷かしめんか、其の依りて來る弊害、豈、僅少ならざるべし、尚、且、可成休役者を多く出さざる方針を取るを可とす、如何となれば、他因其の多きを目擊するときは、吾、亦、休暇をせばやと、輕症も以て重症と假裝し、診察を乞ひ、萬一を僥倖せんとする惡因、又、少きにあらざるべし、此等のものは、看守が、常に活眼を以て、洞察しある所の材料を以て、之を一歩を誤るに於ては、一大事との懸念なきにしもあらず、故に、受診者の增加を見るに至るは、自然已むを得ざるの結果なりとす、茲に於てか、診察の精密を必要とするを感ぜんのみ、當局者たるもの、宜しく此の點に向ひて、充分考慮を費やし、尚、以て、特別に常時衛生をも斟酌すべきに、目下の急務ならんと思考す

◉惡疫を豫防するには進みて工場の搆造を改良すべし

在三池　建築小僧

惡疫流行の徵、各地に散見するの際、茲に、最、注意すべきは、多數の囚徒を、就役作業せしむる工場の搆造なり、如何に、工場廣濶なるも、搆造上、其の當を失せば、畢に、疫護視線の不便を釀すのみならず、爲めに、場內暗く、空氣流通せず、炎威金を消す候に至らば　場內の惡臭鼻を衝き、遂に、一種異樣の惡空氣を、呼吸するに至るもの、各地監獄工場中診なしとせず、斯くの如くして、安ぞ、監獄衛生の周到を、期す

可けんや。果して然らば、工場の如き、當事者に於て、建築の當初、經濟上の許す限り、構造法を研究し、而して、後、之が十分の設計をなすと共に、併せて、又、衛生上の如何に、注目するは、建築者たるものゝ大責任にして、最慎重に、留意すべき所なり。某監獄にては、監内數十棟の工場中に付、腐朽に屬する一棟を、改築するに當たり、從來の構造を改良し、今や竣工して、各囚既業を採れり、蓋、其の構造たる、敢、斬新と謂ふにあらざるも、亦、舊來の構造を、改良せし證左歴々見るべきものあり、今、其の建築方を擧ぐれば

一、從來工場の結構たる、役業の種類に依り、多少の相違點あれども、大体堀建て造り多く、地盤より、桁峠迄一丈の建地にして、窟高さ地盤より貳尺五寸、或は、三尺上りに、無目松の敷居木を付着し、之に貳寸の木割角を打付け、加ふるに、無双窓を連續せし構造にして、他は出入口を除くの外、家屋全体、板羽目、及、壁等を以て、被覆し去れり、是、在來工場結構の概略なり

一、改造工場にては、其の構造家屋、全般に通じては、普通なれども、先、足堅め土臺を、配置して、床下空氣の流通を求め、轉け根太を入れ、其の上部に、床板を張り詰め、左右每柱間に、足堅め、土臺上端より、凡、壹尺五寸の明り取りを設け、各、無目敷居木を貫通し、松二五分角なる三角形に削り、尖頭を外面に向け植込み、内部に、無双窓を付着し、風雨を防ぐ爲めに便す、尚、更らに右上部より、三尺窓を取り設け、家屋全体の重量を、平均ならしめたる構造にして、自、場内の觀察に支障なく、戒護上の便利尠からず、且極めて尖鋭なる格子角なれば、空氣の流通、頗、其く、隨ひて惡臭を洗除し、衛生上、最、適當の構造なりとす

工場中尠なしとせず、新くの如くして、安ぞ、監獄衛生の周到を、期す

以上述ぶる所は、只、其の概略にして、敢、充分盡くさゞるを、雖も、目下衛生上注意すべき時期に際し、多數の囚徒を、就役せしむる工場改良に至つては、宜しく、司獄官の熱心に、注意すべき所ならん

彙報

（明治廿八年七月廿日福岡市長崎新報）

●監獄の衛生　近々惡疫流行の聲當市の内外に喧しく市内のみにても已に指名以上の發生ありたる勢なれば本縣監獄にては殊に衛生上の注意を爲し假りに當市を流行地と見なしたる方法を以て日々の入監者は新に入口を設け一應平素擊劍場に充てある所に入れ衣類一切を此所にて着換へさせ着用の分は一纏とし燻蒸の消毒法を行ひ入監者は凡そ一週日他の隔離室に留置したる上ならでは在來の囚徒に接近せしめざる事とし一方にては在來の囚徒に對し清潔方の嚴行飲食物の注意を爲し居る由なるがその効果して空しからず目下八百餘の囚徒中病患は十四五名にして吐瀉病又は虎列剌の如きものは絶てその跡を見ざる由却も四人の飲食住居に付きては何人も營養不充分の感を爲し從て惡疫侵入の容易なるを云ふものありされど實際上施行の一點は當然の事なれども飲食に節度あり起臥運動にその度を計るは一令の下に行はるゝ事ゆへ一方よりすれば尤も下等なる病院の生活とも見るべくつまり使役するものゝ方に依りて充分の保護を爲し得べしと云ふ

（明治廿八年七月廿六日福島市福島民報）

●宮城監獄署の感化懸念　岩瀬郡濱田村矢吹某（廿六）なるもの久數宮城監獄署に入監し去月廿五日刑期滿限を以て出獄歸宅したるよしにて爾來正業に從事し一人の老母に對して孝養怠らざる擧動ひ實に青年者の模範とも稱すべき程なるが此頃或人其窈身を憐み親切にも妻を娶ら

んとも勤めけるに我れ既に刑餘の恥辱ある身となり剰へ家計も困難なれば望で嫁せん者もなるべく嫁し之れ有りとするも老母の宅堵を得せしめ家政の整理にも不足なき程の心掛けあるものは中々に得難からん若し一度結婚して後却て彼是の心勞を買はんとは不孝の上の不孝にもあれば暫し見合せたしとて殊勝にも之を斷りしなど萬事につけてかゝる心体にして素より多少教育ある身にあれば轉迷悟の發心は自からの力にも俟らんなれども獄中の懇到なるの致す所與て力あるべしと云ふ

（明治廿八年八月十一日日本）

●巢鴨監獄署の電燈　巢鴨監獄署は其の建築落成し石川島より四人三分の二を移したるが尚ほ二ケ月の後は全部落成の筈に付其上は悉く同署へ移轉せしむる由又た同署内に發電所を設け電燈を引くといふ

（明治廿八年八月二日富山市北陸政論）

●監獄署敷地の取擴め　富山縣監獄署にては此程來同署構内數地南側なる壕端土手の水際に杭を打ち地鎭を突並し地固最中なるが近々出來の上は六尺乃至八尺餘も外壕を突出す筈なりと云ふ

●監獄の柔術教授　看守にして德島監獄署の柔術教授たりし谷本友藏氏に今度十年以上勤續にて辭職せしに付き署員一同は申合せの上近日一大送別會を催すと共に慰勞として銀盃一個贈與する筈なりと

（明治廿八年七月廿三日德島市德島新報）

●監獄の差入物に就て　昨年は惡疫流行の爲め德島監獄に於ける刑事被告人の差入物を停止したるが今年は未だ停止するまでには至らず制限を置き赤飯、餡、鳥賊、麵類の如きものゝみ差止めたりと

●海軍監獄看守長看守の敬禮式　海軍大臣は海軍監獄看守長及び看守の敬禮式を左の如く定めたり

一海軍監獄看守長及看守は各官等に應じ海軍敬禮式に準據し敬禮若くは答禮を行ふべし

二門衛及見張所にあるものは高等官には起立し其他には其儀敬禮若くは答禮を行ふべし

三囚徒護送其他特別の注意を要する職務に從事中は禮式を行はざるも妨げなし

●巢鴨監獄署の電燈　巢鴨監獄署は其の建築落成し石川島より四人三分の二を移したるが尚ほ二ケ月の後は全部落成の筈に付其上は悉く同署へ移轉せしむる由又た同署内に發電所を設け電燈を引くといふ

（明治廿八年八月二日富山市北陸政論）

●監獄署敷地の取擴め　富山縣監獄署にては此程來同署構内數地南側なる壕端土手の水際に杭を打ち地鎭を突並し地固最中なるが近々出來の上は六尺乃至八尺餘も外壕を突出す筈なりと

●監獄の柔術教授　看守にして德島監獄署の柔術教授たりし谷本友藏氏に今度十年以上勤續にて辭職せしに付き署員一同は申合せの上近日一大送別會を催すと共に慰勞として銀盃一個贈與する筈なりと

（明治廿八年七月廿三日德島市德島新報）

●監獄の差入物に就て　昨年は惡疫流行の爲め德島監獄に於ける刑事被告人の差入物を停止したるが今年は未だ停止するまでには至らず制限を置き赤飯、餡、鳥賊、麵類の如きものゝみ差止めたりと

●巴里の万國監獄大會　去六月三十日より佛京巴里に万國監獄大會を開けり同日は佛國大統領親臨してソルボンにて開會式を執行する筈にて各國に招待狀を發せしが該招待狀には一千八百九十三年九月廿五日瑞西のジエネバに開會したる万國監獄大會委員會の編纂に係る議事規則と今回巴里の大會に付する議事問題は四箇條に分れて第一刑法に關する問題第二專ら徹治的に關する問題第三犯罪の豫防問題第四未丁年者の犯罪に關する問題なりと茵に記す万國監獄大會は一千八百七十一年英京倫敦に其一會を開き第二會は一千八百七十六年ストツクホルムに第三會は一千八百八十五年羅馬府に第四會は一千八百九十年露京聖彼得堡に開會したるものにして今回は第五會に相當すといふ

（明治廿八年七月十一日仙臺市東北新報）

●監獄署の受付時間　本縣監獄署にては本日より九月十日迄の受付時間を午前八時より同十一時までと定められたり

●本縣監獄の衛生法　目下暴疫の兆候あるにより由緒本縣監獄典獄には殊に衛生上に意を要ぜられ監房は時々昇汞水を以て洗滌せしめまた囚徒が冷水を夥に飲用するを痛く戒め務めて清潔攝生を務むべき旨訓戒せられ居る由

（明治廿八年七月三十日東京日々新聞）

万國監獄會議議決條目

四、監獄内作業の編成、特に官設作業法に於ては、勞力の利益を、政府に供用し、成るべく、政府は、同時に、囚人の供給する物品の製造消費、両者となるを希望す

第二問、監獄内の作業は、民間の作業に對し、如何なる度合に、妨害を及ぼすか又、如何すれば、成るへく、競爭の弊害を、避くる方法を以て、囚徒の作業法を、制定するを得へきか

答案

囚徒に、嚴格なる必任作業を、負擔せしむる以上は、其の勞力の生産物をして、有益ならしむることは、猶、民間作業に於けるまとくするを、必要避くべからずとす、而して、之を爲すには、當該官は、斷えず、監督規正して、其の狀況に注目し、作業の編成區分を明かにして、之を管理すべし、然るときは、民間作業に對し、著しき競爭を生せさるへし又、田舍職人の疲弊を防ぎ、公共の利益となるべき、農業或は監獄の費用、若くは、他の公用に供すべき作業を、執らしむるときは、民間より、競爭の弊害を訴ふべき理由を、杜絶するを得ん

右に付、專一なる規則を定むることなくして、特別なる手段を用ひ、左の如くなすを希望す

第一、監獄工作の必要を妨害することなくんば、成るへく、囚徒の勞力を、監獄吏員、及、囚徒生活上の所用に、供すること

第二、勞力より生する利益は、成るべく、政府の用に供し、一私人の事業、即、請負に利せさること

第三、一定したる場所に、各工業者の、現員を定むること、此の工業を撰擇し、及、易置すること、収入工錢、給與工錢を定むること等に付きては、民間の工業を、傷害すへき保護、特許勢力等を、生せしめさること

第四、官廳は、常に、作業の編成法に據り、發生すへき有害なる競爭を、防禦するの方法を、保有するまと、又、囚人をして、停業せしむることなく、且、囚人を以て、請負人の工業、若くは、機力上に、委任すること無きこと

第三問、監獄の規律を害せすして、在監人に、施用しむへき奬勵の方法は、如何すへきか、殊に、在監人をして、如何の度合にまて、自由に、其の工錢を消

費するを得しむへきか

答案

一、行政廳に、撰定の自由を與ふる囚人、褒賞法、及、有形無形奬勵法は、紀律を維持し、幷に、囚徒を矯正するに、効驗あるものとす

二、右の褒賞、及、奬勵は、形の性質、及、目的を害することなくして、囚徒の作業に、勉勵なる者、及、行狀善良なる者に與ふるものとす

三、奬勵、及、褒賞法には、刑期輕減、書籍購買の許可、家族に資金を送付するの許可等を設け、其の區域を、成るへく擴張するを要す

四、有形上(或は實物上)の奬勵には、滋味嗜好の性質を有せすんは、衛生に有益なる食料を許可するを得

五、囚徒は、自身の有形無形の必要に應して、其の工錢の分額を使用することを得、然るに、之を使用するには、一般の規定、及、特別の場合に應じ、懲戒場長、或は典獄の正當なる意見を以て、限定したる方法に從ふを要す

六、貯蓄工錢は、囚徒放免の節、官廳若くは、保護會社にて、之を引渡すを要す、其の引渡方は、放免囚の必要に應じ、數部に區分して、支拂ひを爲すものとす

七、囚徒監獄内に在りて、自身の必要を充たす爲めに、工錢外に、自己の資金を使用することは、典獄の許可あるにあらずんば、之を爲すを得ず

第四問、終身刑、又は、長期刑(長期刑とは、法律の規定する所に從ひ、或は、十年以上の刑を謂ひ、或は、五年以上の刑を謂ふ)の如き、自由消滅を實施するには、其の罪人を、殖民地に送遣するの外、他に良法ありや否や

前項各種の罪人を、拘禁すへき監獄の性質、組織、及、規律は、當に如何なるへきか

答案

一、凡、刑は、犯罪人を罰し、之をして、他を害することを能はざらしめ、且、復權せしむるの方法を與ふるか爲めに、設くるものにして、長期刑は、他の刑よりも、尙、一層犯罪人の悔悟を、喚起し得るを以て、此の刑を實行するには、短期刑の主義たる矯正法を、參酌するを要す

二、長期刑は、最初若干時限間、別房監禁法を用ふるを、適當なりとす

三、若干時限間、晝夜別房監禁を命するの後に於て、囚人は、晝間雜居作業を爲すを許す、然れとも、夜間は、別房に監禁するものとす

四、成るへく、屋外作業時に、公の工事に復役せしむるを要す、然れとも、該作業を爲すには、囚徒をして、決して、人民と直接せしめさる樣、編成するを要す

五、爲し能ふへき管理を具し、及、犯罪者の矯正法と、矛盾せさる階級法に依るにあらずんば、仮放免を與ふへからず

六、假放免期間、當該人を保護する爲め、及、其の放免決定するの後、全く改悛したる摸樣なき間は、之を監視する爲め、官立若くは、私立を以て、保護法を組織するを要す

監獄會は、長期刑の問題を存して、次期の會議々事日程に、載せんことを希望す

第五問、監獄官、即、典獄、監察官、出納官等を登庸するには、如何の原則に由り、如何の手段を以てするを、最、利益ありと爲すへきか

答案

一、監獄事業の利益に着眼するときは、先、其の吏員募集法を、確實にすることを以て、最大重要なりとす

二、之を爲すには、高等官、及、下等官の間、區別を設くるを要す

三、先、登庸法を設くるを要す、即、高等官には、之に要する一般の教育ある人、下等官には、成るへく、義務兵役を終はりたる軍人

四、高等官候補者には、第一、歷史、及、監獄學理に通する者、第二、摸範獄長の管下に屬する、獄務細目實行法に通するものとす、而して、修練期限終はれば、候補者の氏名を、補任資格所有人名簿に記入し、之を行政廳に呈出するものとす

五、下等官候補者の準備には、就中、某國に行はる、看守學校規定に應し得る所の、監獄實施勤務に、通せしむるを要す

又、該勤務は、候補者の就職すへき區域内に於て、老練なる典獄の、指揮する所に適するを要す

六、社會の幸福を保護すべき困難、且、榮譽ある任務に當たるものなるが故に、其の俸給、及、利益を確實ならしむるを緊要とす、苟、之に反して、吝嗇なる待遇を用ふるときは、万事に付、損害不利を惹起するに過ぎず

第六問、或罪人は、不可懲治者、即、竟に善道に歸せしむべからざる者と、爲すを得べきか

前項果して可ならば、如何の手段を用ひ、此の種の罪人に對して、社會を保護すべきか

答案

一、刑法、及、監獄法の目的に於ては、不可懲治なる犯罪者あることを許さず、然れども、實際上、該兩法に悖戻して、服從せざる者、及、習慣職業の如く心得、社會の法律を破壞する者あり、故を以て、本課は、此の種の罪人に對し、特別なる處分を爲さゝるべからずとの意見を發す

二、右の主旨に據り、諸種法律の原則を、傷害することなく、又、各國の特別なる情態に、適應する所の諸方法を、撰擇するの自由を、保存せしめつゝ、各國をして、左の如き處置を爲すの研究を、請求し得べしと信ず

甲、充分なる期限間、乞丐若くは、無籍等の如き種類を、入れ置く所の、强任作業場に、入監せしむること

乙、該不可懲治者の勞力を活用する爲め、之を長期間、禁錮するか、或は、場合に應じ、其の本籍地方、若くは、所屬地に、押送することを要す、然れども、常に、官より自由を亡失したる當該者に對して、保証を確實にして、且、改悛の効、行狀上に發表するときは、仮放免法に據り、全き自由を、回復することを得べからず

右の處置は、實際上、作業に服すること能はずと、認定せられたる者を、濟貧院特別監禁場に、入置するの法を、傷害せざるべし

第七問、刑事宣告確定前と、確定後と、在監人を遇するに、如何に其の取扱を異にすべきか

答按

一、成るべく、特別監舍を設け、刑事被告人を、入置するを希望す、之に反する場合は、雜居拘置監内に、特別區を設け、刑事被告人を、入置するを希望す

二、各個離隔法を、一般の規則となし、刑事被告人を入置せしむべし、而して、裁判若くは、行政官の許可あるにあらずば、刑事被告人の志願に據り、晝間該離隔法に換ふるに、雜居拘禁法を以てするを得ざるべし

三、各個離隔法は、拘置に該當する未丁年者にも、亦、適用すへし、然れども、該法は、極めて、必要なる場合にあらすは、申渡すへからさるものとす、畢竟十七歳未滿の年少者は、官より、其の命運を判決する際迄、自由を保有せしむるを希望す

四、衰老若くは、罹病の故を以て、健康上、安全に各個離隔法を受け得さる者は、之に換ふるに、雜居拘禁法を以てす

五、刑事被告人は、普通法を以て、取扱はるゝを要す、豫防拘置法は、專、拘置の目的に要する限制、及、監獄の秩序を、維持するに要する、注意を保有すべし

六、地方行政官は、刑事被告人に對して、秩序靜謐を維持するに、必要なる規則にあらすんは、適用するを得さるものとす

七、放免の爲めに、編成したる保護會社は、刑事被告人にして、放釋せられたる者にも、亦、扶助を與へさるへからす

第八問、囚徒をして、刑期滿ちて、放免せらるゝの後、產業に就くの便を得しめんと欲せは、監獄に於て、多く役業の種類を設け、囚徒の技能に應し、各、其の業を執らしめさるへからす、然れども、各種の技能に應し、就業せしめんか爲め、夥多の役業を設くるときは、恰も、監獄は、一種の工業場に類し、煩雜にして、費用の多きに堪へす、又、加之、工業の種類に依りては、柔軟容易に過きて、懲戒の効を奏し難きものなしとせす、然れども、尙、役業は限定せすして、各、其の技能に應して、之を爲さしむへきか

右は、日本政府より提出せし問題に係る

答案

一、囚徒は、成るへく、其の技能に應したる作業に、服せしむるを希望す、而して、作業の夥多雜駁なるとき、及、柔軟容易なるとは、監獄の原理に悖反するとなし

第九問、刑期は、適宜之を數時期に分割し、一時期を以て、一級とし、一級を經る毎に、漸次囚徒を寬待すへきか、果して之を可とせは、刑期の初期は、最、懲戒の嚴なるものを要すへし、故に、初期にありては、監察法は、一房一囚にすへきは、勿論なれとも、其の勞役は、如何なる種類のものを擇むへきか、又、時期を定め、階級を設くるには、大凡、刑期の幾分を、經過せる時を以て、適當となすか

右、日本政府提出

答案

一、先、初めに、一房一囚を以て、作業に服せしむる所の階級法は、中等刑期の性質に適應す

第十問、拓地殖民を目的として、荒蕪の地に監獄を設くるときは、該監獄にては、一般の監獄に於けるよりも、特殊の規律を設け、其の囚徒を寬待すへきか、果して、特殊の規律を以て、之を寬待するものとせは、右の監獄へ送遣すへき囚徒は、長期刑のものなるを以て、之を送遣する前、內地の監獄に於て、幾分の期限を定め、其の期限內、特殊の懲戒法を施し、之を嚴待するを可とするか

右日本政府提出

答案

一、長期刑の囚人に、階級法を用ふるには、民間工業者と、離隔せしめて、屋外作業を施行せしむるを希望す、而して、該作業は、地方若くは、邊境地にて、施行編制するを得

第十一問、萬國監獄統計の編輯は、有用なるか

該編輯は、爲し能ふへきか

苟、之を爲し能ふへくは、如何なる限界に、底止すへきか

如何なる方法に依りて、之を作るへきか

答案

監獄會の希望は、左の如し

一、監獄會開期毎に、万國監獄統計表を、調製する事

一、右の事業は、開會國の、監獄行政官に依托する事

一、統計考証は、前監獄開設後の、第二年目迄とする事

一、ペルトラニスカリヤ氏說明書の附表を、万國統計書の、基本となす事

司法省指定日本法律學校學生募集

本校創立茲ニ六年今ヤ基礎愈堅確組織亦整頓セリ於是登壇張ヲ計リ大ニ完備ノ實ヲ擧ケントス

一講師本校ハ講師ヲ聘スルニ其官爵的地位ノ高下ト年齢老壯トヲ問ハス專ラ專攻精通ノ學力ト名譽トヲ有スル碩學大家ヲ選ヒテ講師ト爲シ以テ其得意科目ノ講義ヲ嘱託ス而シテ講師ハ皆悉ク精勤生徒ノ爲メ誘掖提撕ノ勞ヲ執テ懈マレス

一新法典疎義　聞ク法典調査會ニ於テ起草ニ關ル法案ハ若干議定ヲ經テ將ニ本年議會ニ提出セラレントシ其精神條項大ニ舊成法典ト異ナル所アリト由テ本校ハ率先シテ右調査會ニ於テ現ニ起草委員補助ノ任ニ當ラル、依テ仁井田、仁保ノ二學士ニ其專任教授ヲ託シ新學年ヨリ新法ノ講義ヲ開キ生徒ヲシテ法界先進ノ實力ト名譽トヲ得セシメントス

一論文科　本校ハ更ニ論文科ヲ增設シ此科ニ於テハ毎月一回若クハ二回法學ニ關スル宿題ヲ課シテ其答案ヲ徵シ以テ事實ノ調査并ニ理論ノ應用ニ習熟セシム、是レ高等文官、外交官、判檢事、辯護士、領事官、少主計試驗等ヲ首トシ其他百般文筆ヲ要スル業務ニ從事セントスル者ヲシテ稗益スル所アラシメントスルニ在リ、蓋シ明治書生ハ口アレトモ筆ナシト嘲ケラレ其辯舌ニ敏ナルモ文筆ニ鈍キヲ惜シマレタリ乃チ今回本校カ率先シテ此科ヲ新設シ生徒ノ短所ヲ矯救セントスル所以ナリ

一訴訟演習　ハ毎月一回以上之ヲ施行シ講師使友中判檢事辯護士ニシテ訴訟事務ニ經驗アル者ヲ生徒ニ擬シ一切法廷ヲ摸倣シ法官ノ推問原被ノ陳述辯護士輔佐人ノ辯論、檢事ノ論告等ニ擬シ生徒ヲシテ訴訟ノ實務ニ練習セシム

一討論會　ハ毎月一回以上之ヲ開キ辯論ヲ練習シ論文科ト相須テ筆舌双美ノ實ヲ得セシム

一授業時間　本校授業ハ毎日午後五時以後ニ開始スルヲ以テ一定ノ職務アル者モ自由ニ入學勉講スルヲ得ルノミナラス貧困ニシテ篤志ノ者亦晝間生業ヲ營ミ夜間登校修學スルヲ得ルナリ

一優待生　本校ハ篤學ニシテ貧困ノ者又ハ學術品行ノ優等ナル者ニハ特ニ授業料ヲ免除スルノ制アリ

一副科　本校ハ從來副科ナルモノヲ設ケ無試驗入學ヲ許シ一科目以上適宜之ヲ修學セシム但シ全科ヲ履修スルコトヲ得ルハ勿論ナリトス

一講義錄　ハ目下三種ヲ發刊ス廿七年度廿八年度及參考科即チ是ナリ而シテ何レモ擔任講師カ熱心起草セラレタル所ニ繫ルヲ以テ其說明ノ丁寧正確ニシテ行文ノ平易明快ナルハ固ヨリ言ヲ俟タス就中廿八年度講義錄ハ至ル所ニ歡迎セラレテ好評ヲ受ケ殊ニ近時府下法學者間ニ於テ有力ナル參考書ニ供セラレタリ

（廿七年度及參考科講義錄ハ完結科目頗ル多シ本年中全部終結ノ筈）

一校外生ニシテ其研究上參考用書ヲ得ント欲シテ而カモ適當ノ書籍ヲ得サルトキハ本校ニ問合ハスルヲ得